

平成26年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成26年6月10日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（22名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	4 番	有 田 恵 子
5 番	宮 内 保	6 番	磯 本 繁
7 番	飯 嶋 正 利	8 番	宮 澤 芳 雄
9 番	太 田 將 範	10 番	伊 藤 保
11 番	島 田 和 雄	12 番	平 野 忠 作
13 番	伊 藤 房 代	14 番	林 七 巳
15 番	向 後 悦 世	16 番	景 山 岩三郎
17 番	滑 川 公 英	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	林 俊 介
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直	副 市 長 加 瀬 寿 一
教 育 長 茅 田 哲 雄	病 院 事 業 者 吉 田 象 二

秘書広報課長	飯 島 茂	行政改革推進課長	加 瀬 正 彦
総 務 課 長	堀 江 通 洋	企画政策課長	伊 藤 浩
財 政 課 長	林 清 明	税 務 課 長	佐 藤 一 則
市民生活課長	伊 藤 正 男	環 境 課 長	浪 川 昭
保険年金課長	渡 邊 満	健康管理課長	野 口 國 男
社会福祉課長	加 瀬 恭 史	子育て支援課長	山 口 訓 子
高 齢 者 福 祉 課 長	石 毛 健 一	商工観光課長	堀 江 隆 夫
農 水 産 課 長	高 木 寛 幸	建 設 課 長	大久保 孝 治
都市整備課長	林 利 夫	下 水 道 課 長	石 毛 隆
会 計 管 理 者	赤 松 正	消 防 長	佐 藤 清 和
水 道 課 長	鈴 木 邦 博	病院事務部長	飯 塚 正 志
病院経理課長	土 師 学	庶 務 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	石 見 孝 男	生涯学習課長	佐久間 隆
体育振興課長	石 嶋 幸 衛	監 査 委 員 長	田 杭 平 三
農 業 委 員 会 長	岩 井 正 和		

事務局職員出席者

事 務 局 長	伊 藤 恒 男	事 務 局 次 長	高 安 一 範
---------	---------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（高橋利彦） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

初めに、私よりお願いがあります。

この後、一般質問を行います。一般質問については、市の一般事務について議長の許可を得て質問することができると明記されています。また、地方自治法第132条では、個人の問題を論ずべきではないとされています。

なお、憲法第51条では、国会議員の議会での発言についてはその責任を問われないと規定されていますが、しかし、地方議会の議員においてはこのような免責の規定はありませんので、議員各位におかれましては、質問等の発言内容には十分に注意していただき、一般質問を行うようお願いいたします。

◎日程第1 一般質問

○議長（高橋利彦） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（高橋利彦） 通告順により、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） おはようございます。議席番号2番、高橋秀典でございます。

平成26年度第2回定例会におきまして発言の機会をいただきましたこと、誠にありがとうございます。議長の許可をいただきましたので、トップバッターということでいささか緊張しておりますけれども、よろしくお願いいたします。

今回、大きく四つの質問をさせていただきます。

まず一つに、いじめ問題に対する取り組みについてご質問いたします。

いじめを苦にした自殺のニュース等があるたびに、どうしようもなくやるせない気持ちになりますのは、皆様同じ気持ちだと思います。そのようなことが繰り返されてはならない、起きてはならない、心からそう思います。国のいじめ防止対策基本法に準じた千葉県いじめ防止対策推進条例が、平成26年4月1日より施行されております。

いじめに対する包括的な条例としては全国初となります。これにより各学校は、いじめ防止の学校基本方針を策定し、いじめの未然防止、早期発見、また、いじめがあった場合の迅速かつ適切な対処を行うものとされています。

また、子どもたち自身に対し、いじめの禁止、それを条文で明記するだけではなく、保護者の責任についても条文の中で明示してございます。単に学校や教育委員会の管理上の問題としてではなくて、社会全体で取り組むべき問題として捉えています。

そこで、2点お伺いいたします。

旭市におけるいじめの実態について把握されている実情をお伺いいたします。

また、具体的なデータがあるようでしたらお示しいただきたいと思います。

2点目に、防止に向けた取り組みについてでございます。

いじめは起こり得るものであるとの立場に立って、起きてからの対処だけではなくて、未だの防止が肝心であると考えます。いじめ防止に向けた現状の取り組み及び今後の方針についてお伺いいたします。

2項目めとして、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進についてでございます。

都市と農山漁村を行き交う新しいライフスタイルを広め、それぞれに住む人々がお互いの地域の魅力を分かち合い、人、もの、情報の行き来を活発にするグリーンツーリズムが農林水産省を中心に推進されています。また同様に、海岸部での体験をブルーツーリズムとして推進。また、これは文部科学省など各省庁が横断的なプロジェクトとして、子ども農山漁村交流プロジェクトが推進されております。そのように国を挙げて、新しい形で人の交流、それを推進して地方の活力にしようという動きがございます。

旭市においても、民間による収穫体験や幽学の里での米作りなどが実施されておりますが、さらに総合的かつ戦略的にグリーンツーリズム・ブルーツーリズムを、これは一つの経済対策として、経済政策として推進していくべきと考えます。まずは旭市に来てもらい、旭市を知ってもらい、ファンになってもらい、リピーターから、やがては定住希望へと導いていく

ことを長期的に狙うべきと考えます。

そこで、関連いたしまして四つ質問させていただきます。

まず1点目に、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムに関する現状の市の取り組みについて伺います。

2点目に、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムは、これは豊かな魅力ある自然があってこそ成立するものでございます。旭市においては、里山では準絶滅危惧種となっておりますが、アカハライモリ、海岸ではウミガメの産卵、またコウノトリの飛来が確認される等、旭市は生物の多様性といった観点からも非常に豊かな土地であります。里山、また海岸の生物、生態系の保護ということについては現状どのように取り組んでいるのか、伺います。

3点目に、道の駅からの発信についてであります。

グリーンツーリズム・ブルーツーリズムを推進していく上で情報の発信基地として、道の駅はその拠点的な役割を持つことと考えられます。農水産物の販売やイベント、レジャー情報の発信というのはもちろんでございますが、旭市の自然や文化といったものの発信ということについて、道の駅はどのような機能を持つことになるのでしょうか、伺います。

四つ目に、いいおか荘の再開についてでございます。

こうしたツーリズムを推進していく上で、宿泊場所の確保というのは必須になってまいります。やはり拠点として考えられるのは、いいおか荘ということになってくると思います。マスコミ報道等もございましたが、開業時期はいつを見込んでおられるのか、改めて伺いたしたいと思います。

大きな3項目めとして、ふるさと納税についてでございます。

旭を発信し、また知ってもらうための有効な手段としても、ふるさと納税が考えられます。特産品の贈呈等を行っている自治体も多く、インターネット上には、ふるさと納税を紹介する専門の検索サイトも幾つかございます。

本来の趣旨としては、進学や就職あるいは結婚などで市外に暮らすようになった方々、そういう方々にふるさと納税として寄附をしていただくことによって、制度としては、これは大ざっぱな話ですが、寄附額の2,000円を超える分から一定限度までを原則として、全額が所得控除の対象になるといったものでございます。

先のグリーンツーリズム、またブルーツーリズムというのは、旭市に来ていただくということでしたが、遠く離れたところから旭市を応援していただく、言ってみれば旭市のファン

クラブのようなものの創設といったものを見据えた上で積極的に制度を活用すべきと考えます。

そこで、2点お伺いいたします。

まずは、旭市におけるふるさと納税の現状についてお伺いいたします。

2点目として、特産品のプロモーションとして、ふるさと納税を活用することについてはいかがお考えかということをお伺いいたします。

四つ目に、財政の長期展望についてということをお伺いいたします。

現在、市の財政環境は、合併と震災という二つの大きなファクターの影響下にあると聞いていいと思います。平成27年度以降、中・長期的に見たときに、財政を取り巻く環境が今後どのように変化し、またその変化が財政にどのような影響を与えるのか。特に今後の交付金の減少等について、その見通しをお伺いいたします。

また、市民にとっては、合併算定、一本算定などの行政的な用語では分かりにくい部分もございます。極力平易な言葉、一般的な言葉でご説明いただきたいと思います。と思っております。

質問は以上でございます。再質問は自席にて行わせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、ご質問いただきました、いじめの問題についての

（1）実態の把握についてお答えをいたします。

各学校におきましては、いじめについてはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る、そういうものであることを基本的な認識といたしまして、全職員が毎日の学校生活の中で、子どもたちの言動や友人関係の変化について注意深く観察しているところでございます。

また、子どもがいじめについて訴えやすいように、いじめに関する定期的なアンケート調査や、子ども一人一人に対する教育相談を実施しているほか、子どもが悩みを随時打ち明けられるための相談箱の設置等に取り組み、いじめの実態把握に努めているところでございます。

市教育委員会としまして、市内の実態をどのように把握しているかという点につきましては、毎月1回、月末に行います月例問題行動調査の中に、いじめの認知件数及び内容について、市内各学校から教育委員会へ報告をさせているところです。

また、いじめの状況により、いじめを認知した時点で、月例報告を待たずに市教育委員会

に連絡させ、迅速かつ組織的に対応することとしております。平成25年度の市内小・中学校のいじめ認知件数につきましては、小学校10件、中学校21件、合計31件となっておりますが、現在全ての事案で解消しているとの報告を受けているところでございます。

続きまして、いじめの防止に向けた取り組みについてお答えをいたします。

さまざまな教育活動を通じて、いじめは絶対に許されないと雰囲気や教職員一丸となって、まずは学校全体に醸成していくことが大切であると考えております。その上で、道徳の授業を通しては、他人を思いやる心を育てるとともに人権意識を高め、いじめをしない、いじめをさせない、許さないというように、人間性豊かな心の育成に努めているところです。

また、福祉体験やボランティア体験、職場体験等の体験活動の充実を図り、生きた社会とのかかわりを持たせ、命に対する畏敬の念、感動する心、ともに生きる心を育てているところです。

また、いじめ防止に向けた児童・生徒の主体的な取り組みといたしまして、市内全ての小・中学校において、児童・生徒がいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考え、お互いに良好な人間関係を築くことができることを目指して、命を大切にするキャンペーンを実施しております。具体的には、いじめの防止や思いやりなどの心をテーマにし、児童・生徒の手でいじめ撲滅集会を開いたり、いじめ防止のための標語やポスター作りを行っております。

また、平成19年1月、千葉県のいじめゼロ宣言を受けて、いじめゼロの世界を目指すことを意思表示するイエローリボン運動など、各学校の実情に応じてさまざまな活動が展開されているところでございます。

さらに、学校警察連絡委員会や旭市青少年問題協議会など、学校と子どもたちの教育にかかわる地域団体がいじめ問題等の情報交換や協議できる場を活用し、ネットワークづくりを行っております。また、いじめ問題への対応や地域全体にいじめ防止への取り組みを発信しまして、地域で見守る体制づくりに努めているところです。また、学校におきましても、PTA総会ですとか学級保護者会において、各学校のいじめの現状やいじめ防止等の取り組みについて周知し、家庭に対する積極的な啓発を指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、2点目、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進について。

（1）現状の取り組みについて、（2）里山・海岸の生物保護について、農水産課から回

答させていただきます。

まず、（１）現状の取り組みについて回答いたします。

グリーンツーリズムの市の取り組みといたしましては、平成18年度より、旭市都市農漁村交流協議会の事業といたしまして、大原幽学ゆかりの水田で、幽学の里で米作り教室を実施しております。

都市部の住民の方をお迎えしまして田植えから草取り、稲刈りまでの米作り体験により、1年を通して交流を図り、旭市のいいところをPRしております。今年度は5月5日と6日に134家族、計419名の方をお迎えしまして田植え体験を実施したところであります。

また、平成19年度より、ジェフユナイテッド市原・千葉レディースの下部組織に属するプロを志す中学生が市内の農家に宿泊して農業体験活動というものを実施しております。昨年度は、中学1年生の選手15名、4泊5日で市内農家5軒に泊まりまして、生活をともにして農作業を体験いたしました。今年度も、現在、7月下旬に実施しようということで準備をしているところであります。

どちらの事業につきましても、参加者から大変好評をいただいております。今後も引き続き実施するよう考えております。

続きまして、（２）里山・海岸の生物保護についてお答えしたいと思います。

旭市の海岸にはさまざまな海洋生物が来ておりますが、ウミガメではアカウミガメが産卵のため上陸しております。市民の方から情報をいただきまして、職員が産卵を確認の上、産卵場所が海水に浸るような場所の場合は、卵を安全な場所に移しまして防護柵、看板等を設置して保護を行っております。卵の移設につきましては、ウミガメ採捕承認証というものが 필요합니다。毎年職員が研修を受けて卵の保護に備えているところであります。昨年度につきましては、移設が必要な産卵はありませんでした。しかし、5件について防護柵と看板を設置して保護いたしました。

そのほかにもイルカ、スナメリ、カズハゴンドウ、コマッコウ、こういう小動物が打ち上げられることがあります。生きている場合は海に戻すように努めております。死亡している場合につきましては、埋設処理するといった活動を県の水産課の指導のもとに行っております。

農水産課からは以上です。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問のグリーンツーリズム・ブルーツーリズム

ムの推進、この中で現状の取り組み、さらには、いいおか荘の開業予定、これにつきましてご回答させていただきます。

特に議員のほうから、グリーンツーリズム・ブルーツーリズム、経済政策、経済対策、そういう言葉も聞きました。そういうふうなことで観光という経済政策の面でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、商工観光課の取り組みとしましては、グリーンツーリズム、この中で滞在型の事業の一つとしまして、昨年度から、はとバスと連携をしまして農作物の収穫体験、これを旅行商品に提供しております。都会からの旅行客の受け入れ、これを企画しているということでございます。昨年につきましては3回、合計で18日間の旅行商品の企画を行いました。

具体的な内容としましては、メロン、キャベツの収穫体験、コチョウランの仕上げ体験等でございます。今年度も、これ以外にも新たな取り組みが可能か検証しまして、引き続き体験活動を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、もう1点、ブルーツーリズムにつきましては、矢指ヶ浦の地曳き網保存会、これが行っている地引き網体験、今年度から開催回数を増やして実施していただくことになっております。また、本年で9回目を迎えますあさひ砂の彫刻美術展、これにつきましては、見ていただくだけでなく、実行委員会の協力を得まして自ら砂像を造る、そういう体験活動を旅行者に紹介しているところでございます。

いずれにしても、旭市にはいろんな資源が数多くあります。地元では何気ないと思われる資源も、都会で暮らす方には感動ある素材が多くあります。現状ある素材に加えまして新たな素材を掘り起こしまして、多くの方に旭市にお越しいただく、そういう活動を進めてまいりたいと考えております。

なお、これらの取り組みにつきましては、ぜひ民の力をお借りしなければならないことがあります。ぜひ多くの市民の方にご協力をいただきたい、そういうふうに考えております。

もう1点、議員のほうから、いいおか荘の開業予定についてということでご質問いただきました。滞在型、特に宿泊を伴います観光客をお迎えする場合、いいおか荘につきましては市内の中では、かんぽに次ぐ多くの部屋数を有しておるのかなというふうに考えております。グリーンツーリズムあるいはブルーツーリズム、これを進める場合、重要な施設と理解しております。現在、いいおか荘につきましては、借り受け事業者によります施設整備の遅れ、これら等で旅館業の営業許可、こういう申請が滞っておる、そんなことで現在まだ開業には至っていないところでございます。しかしながら、先日、市長を交えまして事業者と再開に

向けてのスケジュールを確認しました。まずは、本年7月に玄関及び1階フロントを修繕しまして、市営プール開設期間中は休憩スペースとしまして提供をいただける、そういうことで聞いております。

また、本年12月、さらには来年1月の年末年始、これにかけましては宿泊部分につきまして仮オープンをしたい、そういうような予定と聞いております。

また、開業につきましては来年、平成27年4月には本オープンをする予定、そういう説明でございました。このほか1階の大浴場につきましても早期に宿泊者以外の方が使えるように公衆浴場の許認可等を進めていきたい、そういうところの説明があったところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋利彦） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、環境課のほうから（2）の里山・海岸の生物保護についてのご質問にお答えをいたします。

生物保護の取り組みとして、生態系への被害を防止するための外来種の駆除を実施しております。具体的な取り組みといたしましては、ハクビシン、アライグマなど外来生物を捕獲し、県の施設へ運搬して駆除をしていただいております。

また、特定外来生物に指定されておりますオオキンケイギクについては、今年度より広報紙で市民の皆様に駆除の協力などについて周知をしているところでございます。

この花は6月から7月ごろに開花し、種をつける前に根こそぎ除去することが効果的であるため、5月15日号の広報紙に掲載しまして周知を図ったところでございます。

環境課からは以上でございます。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、企画政策課のほうから、2番のグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進についての（3）道の駅からの発信について、それから大きい3番、ふるさと納税についての（1）ふるさと納税の現状について、（2）特産品のプロモーションについてにお答え申し上げます。

まず、道の駅からの発信でございますが、道の駅の情報発信機能につきましては、道の駅の登録要件でもあります道路の情報、地域の情報の発信機能があります。その情報発信につきましては、タッチパネル式ディスプレイによる案内板を設置いたしまして、道路交通をはじめ自然景勝地、それから文化、また観光や特産品、それから災害、医療機関情報などを表

示したいと考えております。また、各種のパンフレットを置いたり、イベントポスターの掲示、さらには市内の工芸品等の展示などを考えております。

道の駅は多様な機能を持っておりますので、道の駅そのものを目的とした観光も増えております。その背景には、道の駅というネームバリューから、テレビ番組や情報紙などに取り上げられ、地域の特産品をはじめ、体験イベントや地元料理など、独自のサービスで来場者に楽しんでもらえるような仕組みがあります。こうした道の駅の機能を十分に活用して、地域の人々や道路利用者に持続的に支持されるようタイムリーな情報を発信していきたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税の現状ということでお答え申し上げます。

ふるさと納税の現状ということですが、25年度の旭市における目的別の寄附金の状況について申し上げます。

まず、使途を特定しない一般寄附金、これが4件で68万円、災害からの復興に係る寄附金が98件で794万7,243円、農業に係る寄附金が2件で305万円、社会教育に係る寄附金が2件で100万597円、合計いたしますと106件で、1,267万7,840円となっております。

続きまして、旭特産のプロモーションについてのお考えはということでございました。まず、旭市における寄附、いわゆるふるさと納税をしていただいた方に旭市の特産品を贈呈してPRを行ったらという件について、以前も検討いたしました。

しかしながら、その後、平成23年の東日本大震災により、未曾有の被害をこうむった旭市には、全国から心温まる寄附金が寄せられ、それは先ほど申し上げましたように現在でも続いております。この寄附金等も制度上はふるさと納税ということになります。一概に対応し切れない部分もあるために、これまでは特典の付与について制度化しておりませんでした。しかしながら、旭市には全国に自慢できる特産品が豊富にあることから、市のPRの面からも、また災害からの復興に力強く向かっている姿を全国にアピールするためにも、特産品の贈呈等の特典について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、財政の長期展望について、やさしい言葉でというご質問にお答えいたします。

まず、予算のうちの中の歳出ですが、歳出の中で義務的経費、これは支出しなければならない経費、これについては人件費が職員数の減や年齢別の構成、今は逆ピラミッドになって

いる状況ですが、そんな関係から今後減少傾向にあります。一方、一方で扶助費、これは福祉などに支出するものですが、中・長期あるいは短期、中期で増加傾向にあるということから、義務的経費全体では、中期的には微増が見込まれるということだと考えております。

一方で歳入では、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少により市税収入の大幅な伸びは見込めず、また平成28年度からの普通交付税に係る合併支援措置の段階的縮減によりまして、歳入では減少が予測されております。

特に歳入全体の4分の1強を占める普通交付税につきましては、平成28年度から5か年度をかけて段階的に、平成25年度ベースの試算で約20億円が減額される見込みとなっております。普通交付税については本来、市の人口規模あるいは面積、行政水準等、標準的な行政サービスを維持するために必要な経費、これを基準財政需要額と言っていますが、それと逆に標準的な収入見込額、これは基準財政収入額と言っていますが、この差額が交付されるということになっております。

このことは、旭市のように1市3町4自治体が合併するということは必要経費が減ることになります。例えば、標準的には庁舎は一つで足りるでしょうし、職員や議員の数も少なく見積もることになるということで、結果として1市3町別々に交付税を算出した場合に比べ、少ない額に算出されるということでもあります。しかし、合併したからといって即座に国の考える標準的な自治体のレベルにスリム化すること、これは到底できないということから、交付税算定の特例として合併後10年間は合併しない状態、1市3町が別々に存在するという状態として交付税額を算定するというもので、これで現在交付されております。結果として多い額、一つの市として計算するよりは多い額が交付されているという状況であります。

この特例措置を合併算定替えと呼んでおり、平成25年度ベースで、先ほども申しましたが、約20億円が増額されて交付されているということでもあります。

合併後11年目以降、28年度以降には、5か年度をかけて1年目は増額の9割、2年目は7割、3年目5割、4年目3割、5年目1割ということで、その増額分が段階的に縮減されることになっておりまして、合併16年目の平成33年度からは特例措置がなくなり、本来の一つの自治体として交付税が算定されることになっています。この一つの自治体として算定することを一本算定と呼んでいるところであります。

他方、現在総務省において、合併後の市町村が抱える行政課題に対する一本算定の底上げ、今計算しているのよりももう少し多い額が必要ではないかということで検討されておりました。普通交付税の縮減幅、これが緩和されるというような動きが出てきております。このこ

とは今後の協議、検討ということですが、いずれにしましても交付税が減っていくことは現実でありますので、行政改革を積極的に進め、限られた財源の効果的、効率的な活用を図りながら、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていかねばならないというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、再質問させていただきます。

まず、いじめ問題についてでございます。ご答弁ありがとうございました。現在、学校現場において定期的なアンケート、また注意深い先生の生徒に対する言動・行動の観察、また相談箱の設置等、対処いただいていることをお伺いいたしました。

また確認ですが、25年度の認知された31件のいじめの事実に関しては、こちらは全て今は解決されている状態であるということでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 25年度の31件につきましては全て解決していると、そういうふうな報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。いじめが把握された場合に、特にいじめが実際にあるのかどうか、はっきりしないという時点での対応というのは非常に難しいものであるというふうに思うんですけれども、そうしたいじめに対する初期対応といいますか、そのあたりはどのような、ケース・バイ・ケースかもしれませんが、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、各学校では、いじめを認知した場合には、やはりそういうような兆候も含めまして、どんな場合でも軽視せずに、あらかじめ定めた対応といたしましょうか、そういう流れに従いまして、校長が校内でいじめ対策の組織を招集しまして、これは当事者双方の聞き取りですとか、あるいは周りの子どもたちからの情報収集ですとか、アンケート、個別面談等によることになるかと思いますが、そういうような正確な事実確認

を行うということをまず大切にしております。そしてその上で、職員、そして関係者が情報を共有しまして組織的に対応するということにしております。

また、被害児童・生徒を守り通すということ、これを第一に考えると同時に、加害児童・生徒への指導を行いまして、これも全職員の共通理解のもとに保護者の協力を得ながら、また必要に応じて関係機関と連携しながら、迅速かつ適切に対応に当たっていくことというふうにしております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今回施行された条例のほうでは、学校ごとに基本的な対策方針を明確にするようにということであっているわけですが、お伺いしますと、旭市では条例に先行して、そういった仕組みがシステムとしてはでき上がっているというふうに把握しております。

ところで、やはり繰り返しになりますが、早期段階での発見と対処というのは肝心であると思いますけれども、学校の管理責任を問うとかというレベルの話ではなくて、子どもたちが互いにいたずらに傷つき、傷つけることのないよう、言ってみれば人の心を思いやることのできる人間になってほしいということであろうかと思います。いじめられた側、また、いじめた側の今後の人生の影響というものを考慮して、適切なご対応を今後ともぜひお願いしたいと思います。これは要望でございます。

次の、防止に向けた取り組みについてでございますが、さまざまな形で取り組まれているということで、こちらもお伺いいたしました。ただ、いじめの把握から対応までは適切に行われるということはもちろん重要ですが、起きてしまったいじめの対処以上に、いかにして未然に防止するかということが重要であり、本条例もそれを目指すものであろうかと思います。言ってみれば、いじめはどこに生じるかと言えば、まず子どもの心の中に生じているものだと思います。それが現象となってあらわれたのがいじめという実態であらうかと思います。とすれば、子どもたち自身にいじめについてしっかり考えさせる機会、取り組みというのも重要だと思います。そういった意味でイエローリボンキャンペーン、これは浦安中学校を皮切りに「いじめゼロ」を目指して、いじめをやめる、とめる、話す、認める勇気ということをやっているそうですけれども、現状、このイエローリボンキャンペーンが、何校でどのように実施されているかということについて、具体的にありましたらお願いしたいんですが。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 先ほどの答弁と重なってしまうところがあるとは思いますが、やはり道徳の授業、それから特別活動等の体験を通して子どもの心を育てるということに加えて、児童・生徒が自らそういうことについて取り組まなければならないということで、各学校とも、先ほど申し上げましたとおり、命を大切にするキャンペーンというものを全校で実施しておりまして、撲滅集会を開いたりですとか、標語やポスター作りを行っているというようなところでございます。

ご質問いただきましたイエローリボン運動につきましては、これは命を大切にするキャンペーンの一環として取り組んでいるところでございまして、現在このイエローリボン運動として、命を大切にするキャンペーンの一環として行っている学校は市内1校というふうに把握しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。今のところ1校ということですがけれども、これが広く各校に広がっていくことを希望いたします。ただ、いじめは必ずしも学校管理下で起きているわけではございません。携帯あるいはスマートフォンといったものの急激な普及によって、ネットワーク上に子どもたちの、言ってみればネット上でのコミュニティといったものが生まれております。

クラスや学校を超えて交流を持っているというのが現状であって、そこで起きるいわゆるネットいじめといったものは非常に把握されにくい実態がございまして。そういった意味では、先ほど数字をいただきましたけれども、そこにあらわれてこない部分というのものもあるんじゃないかなというふうに危惧する次第です。言ってみれば出てくる数字というのはあくまで氷山の一角ではないかという意識は、これはむしろ必要なのではないかなというふうに思います。そういうようなネットいじめに対しての対応というのは、現在どのような状態になっていますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 旭市におきまして、平成25年度中に認知されたいじめのうち、5件がインターネット上において発生したものでございます。内容としましては、中傷や仲間外れといった内容になっております。市内の小・中学生の携帯電話、スマートフォン等の

所持率が増加傾向にあるということから、今後インターネット上のトラブルについて増加するおそれがあるのではないかと危惧をしているところでございます。そのため未然防止としまして、いじめや犯罪につながる危険があるインターネットの利用に当たっての情報モラルといいたいでしょうか、そういうような授業を各学校で展開する。それから、携帯電話等を与えていることになっております保護者につきましては、その保護者の監督責任といいたいでしょうか、そういうことについても啓発をしていきたい。そういうことで、学校と保護者が連携してトラブルの未然防止に当たってまいりたいと、そんなふうに思っております。

ネット上のいじめにつきまして早期発見・早期対応に向けましては、県が支援するネットいじめ等の監視機関というものがございますものですから、そこらの情報提供を受けましたり、あるいは児童・生徒、保護者からの申し出によりまして、書き込み内容等を確認してまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。今おっしゃっていただいた中に保護者の責任というふうにありましたけれども、今回条例で注目すべき点は、子どもに対するいじめの禁止条項というだけでなく、保護者の責任ということにも明示したことであろうかと思えます。単に学校だけのことでなくて、家庭あるいは地域全体で考えるべきことだと思いますので、その機会を作るという意味で旭市独自のいじめゼロ宣言といったものの採択の可能性ということについてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） 県の条例を受けまして、市内全ての学校がいじめ防止の基本方針を策定したところでございます。これに従いまして早期発見、早期対応、それから未然防止も含めて各学校の基本方針に盛り込まれておりますので、その中に当然、家庭や地域との連携というようなことも盛り込まれておりますので、それを中心に各学校の対応を充実させてまいりたいと、そんなふうに思っているところです。

なお、現在ほとんどの学校におきまして、各学校のホームページ上にその基本方針等が公開されておりますので、またそういうことで家庭や地域との連携を一層進めてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。やはり保護者の周知というのも必要だと思いますので、PTAとの連携等々、保護者の力をまた十分利用することも大切なのかと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進についてでございますが、ご答弁ありがとうございました。一つお伺いいたします。今現在行っている民間のグリーンツーリズムの取り組みとしては、一つ挙げられるのは、観光イチゴ園等が挙げられるかと思います。代表的なグリーンツーリズムと言えるのかと思いますが、市外から来たお客さんはイチゴ狩りだけで終わることなく、市内で食事あるいは遠方から来られた方は宿泊、またおいしいお魚を食べるとか、付随する経済効果もあろうかと思います。

そういった体験してお金を払っていただくという形式をとっている農家さんの軒数というものは今どのくらいあるのか。もしできましたら、その売上げ規模が全体としてどのくらいの市場になっているのかということをお伺いしたいんですが。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、旭市観光イチゴ園の関係で、農水産課からお答えさせていただきます。

旭市には、旭市観光イチゴ組合というのがあります。この市内の農家の方、5軒あります。大体というのは申し訳ないんですけれども、年間の利用者数、農水産課で把握している人数ですけれども、この五つのイチゴ園、全部で1万1,100人が平成26年5月現在で利用されていると聞いております。この施設の面積ですけれども、どのイチゴ園も大体5,000平米前後の施設のイチゴ園でございます。その売上げですけれども、なかなか個人情報ということで、情報というのは提供があまりないものですから、この1万1,100人、これに対しまして、入場料につきまして大人800円から1,500円、これは時期によって金額が違うそうです。1月、2月、3月、4月、5月ということで金額が少し違ってきております。ですので、大人800円から1,500円の入場料、子どもが600円から1,300円の入場料ということであります。

農水産課で把握しているのは以上です。よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。5軒で年に1万1,000人超ということでお伺い

いたしました。このイチゴ狩りに見られるようにグリーンツーリズム、観光地に行くという旅行形態ではなくて、お金を払って、いわば体験を買うというような、それがグリーンツーリズム・ブルーツーリズムの要点であろうかと思います。里山・海での体験自体が新しい産業となり得ると考えます。干潟地区から海上、飯岡までの連なる台地、谷津田などでの里山体験、また海岸地区での釣りや地引き網、潮干狩りなどの体験等、豊富な体験活動を提供できると思います。

そこで、一つお伺いしたいんですが、私は農業体験、漁業体験の促進とともに教育旅行、つまり都市部の学校やPTA、子ども会といった、そういった青少年育成団体等の修学旅行や遠足あるいは体験学習といった切り口で推進するというのも一つの大きな切り口じゃないのかな、有効ではないのかなと思いますが、これについてご意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 各青少年の団体ですとか、そういう方を旭市にということであります。現在グリーンツーリズムの一環として、先ほど申し上げました幽学の里で米作り交流、これも生協の団体と提携して毎年行っている事業であります。その中でお子さんですとか、2日目には、市川市の子どもの会の団体が来て交流しております。ですので、やはり子ども会というのも、一つの大事な団体だと考えておりますので、今後少しずつ広げていきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。やはりお子さんたちに旭市に体験に来ていただく、その中で今度は家族で来てみようかな、旭市はいいところだねと一つのストーリーができて上がると思いますので、教育旅行という観点での推進をぜひ進めていただきたいかなと思います。

続きまして、自然保護に関してでございます。先ほど申し上げましたように、グリーンツーリズム・ブルーツーリズムは、やはり豊かな自然あってこそでございます。そこでお伺いしたいのは、旭市の生物環境について、これ合併以来、全市的な調査というのは行われていないのではないかと認識しております。生物環境も旭市の持つポテンシャルの一つであるというふうに考えますので、一度しっかりと生態系調査といったものを行うべ

きではないかと思えますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、旭市での生態系調査ということでお答えさせていただきます。

生態系調査につきましては、サンライズプラン推進協議会、この事業の中で田んぼの生き物調査というものを実施しております。取り組みといたしましては、NPO法人生物多様性農業支援センター、この方に協力していただきまして市内二つの小学校において、春、夏、秋の年3回、田んぼの生き物調査を行いまして、その後に発表会を開催し、地域に生息している生き物を確認するということで、環境に配慮した農業、地域づくり等を子どもたちが学習するものです。良好な自然環境の保全につながるものと考えております。

また、田園環境保全事業といたしまして、蛇園出清水地区では、地域の方々が水田4ヘクタールを利用しまして、春はナノハナ、秋はコスモス栽培と、周辺の水路の清掃などの水路管理を行いまして、蛍の保護事業を行っております。6月には、還来寺周辺で蛍が飛び交うような良好な環境となっております。ぜひ行っていただければと思います。このことにつきましては、市のホームページですとかポスターの掲示により情報発信を行っております。また、市内外の方にも来ていただきまして交流を図っているというような状況であります。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。これまでもそういった地域ごと、あるいは学区ですとかポイントポイントでの取り組み、生物調査というのはあったかと思うんです。私がお伺いしたいのは、今後、旭市全体としての一つの、合併後それこそ干潟町から飯岡にかけての大地、また海岸地区も広がったわけですし、その全体での生態系の調査というのは今後可能性としてはいかがでしょうかということでお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 失礼いたしました。全体ということですね、全体ということで、今のところは、申し訳ありません、勉強不足で大変申し訳ないんですけれども、今のところポイントになってしまっておりまして、今後、環境課ですとか、いろいろ担当課等と協力しまして、なるべく先ほど申し上げられましたアカハライモリですか、そういうのも調査の対

象に入れていければと考えております。こういう回答で申し訳ないんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ぜひ旭市の生物環境を一つの資産として見て、トータルな調査というのは必要なのではないかなと思ひます。調査を行うに当たってですけれども、例えばお金を払って環境コンサルというやり方もあるでしょうけれども、市民調査というような、先ほど学校で子どもたちがというお話もありましたけれども、市民調査を通してそれぞれの地域の生物調査を行うことで郷土愛の醸成を図るといったことも狙えるのではないかなというふうに思ひます。

県のほうでは、生物多様性地域戦略というものを策定して市町村の取り組みを促進しているようでもあります。最近では柏市や野田市、特にいすみ市は、これをかなり強力に推進しているようでございます。やはり里山と海とを有用なリソースとして捉えて、これは市民を巻き込む形で自然環境そのものを一つの売りにしていこうと、やはりコウノトリが飛来するというので、そこを軸にしていくということで伺っていますけれども、旭市もコウノトリが確認されております。

また、県の中央博物館等でも事業推進のサポート体制等をとっているようですので、なるべく市民の力で旭市の豊かな自然を再発見する、掘り起こしていくということがよいのではないかなというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） 今おっしゃいましたのはよく分かります。自然環境、とても旭市は優れているところだと思いますので、先ほど言いましたように、小学生にお願いして毎年生き物調査等を行っております。少しずつそういったものを拡大していければなと思っております。また、里山ですとか海、こういった生態系の調査も今後その中に入れていければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございました。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

続きまして、道の駅からの発信ということについてでございますが、先ほどタッチパネル式のモニター、きっと大型のものでしょうけれども、そちらでトータルな情報を発信できるようにしていくということもお伺ひいたしました。楽しみでございますが、例えばイチゴ狩

りに来た方が今度は稲刈り体験に来てみようだとか、あるいは田植え体験に来た方が、今度はどうも地引き網をやるらしいぞとか、年間を通してリピーターを呼び込むことができる、それこそ多様性といったものが旭市にはあると思います。言ってみれば類を見ない食文化の多様性というのが旭市の最大の武器であるとも思いますので、それらが今度体験化、商品化と言ってもいいでしょう、につなげて、ぜひ道の駅からの効果的な発信をお願いしたいと思います。そのあたり、市内でできるそんな体験活動を道の駅から発信するというということについてはいかがでしょうか、お願いいたします。

○議長（高橋利彦） 企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 情報の発信ということで、今現在、情報発信をどのような形で行ったらいいかということで検討しているところです。情報発信検討委員会、検討会ですね、これは各課を交えまして、その辺の全ての情報発信をできるよう、その辺の組織を、今はまだ建設の段階でありますので、組織づくりをしてしっかりとした情報発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。ぜひ、旭市に一度来て「ああ分かった、いいや」ということでなくて、1度来て終わりというものではなくて、リピーターを増やしていきけるような効果的な発信をお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。いいおか荘の再開についてでございます。

年末年始に仮オープン、また4月に本格オープンということで承りました。当初7月開業ということで再開を楽しみにする声というの、やはりたくさん届いておりました。ちょっと質問がダブルかもしれませんが、開業が遅れた理由というのを若干明確にお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから、いいおか荘の開業の遅れた具体的な理由ということですね。一つ目には、いいおか荘、ご承知のように1階の部分、東側の一部分ですかね、昔食堂として活用しておったところを今回、市の防災資料館として今整備をしております。この整備が当初、本年の3月に工事が完了する予定であったと。ただ、この工事、2度による入札不調がございました。そんなことで契約が本年になって、この工期が7月上旬

に及んだ、そういうことが一つ上げられるかと思います。

もう1点につきましては、この工事の遅れ等を原因としまして、一つの建物の中ですので、できれば同じ業者等が工事をすればいいなという、そういう事業者の思いもあったと。それが工事の2度による不調で若干遅れているという部分がありました。

それに伴って、エージェントというんですかね、旅行を取り扱っていただける方々、この受け付けの日程になかなか合わなかった。そんなことで本年年内には整備をして、暮れ、正月に市内の方等を中心にして宿泊の施設としては提供したい。さらに本格オープンについては4月を目指したい、そういうことでございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 入札不調等々でということですが、来年4月に開業ということですが、やはり気になるのは、今まで市民に愛されてきたいいおか荘が、では4月にどのような宿泊施設となって生まれ変わってくるのかということですが、よく聞かれますのは、お風呂はどうなるんだいとか、そんなことも本当に愛されてきた施設でございまして、いろいろな声が聞かれます。施設の概要について、宿泊部分の概要について、現時点でどの程度明確になっているのか、その範囲でお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） まず1点目の質問の、お風呂がどうなるかということですが、今回事業を受けていただいているホテル側からも、各部屋に風呂はあるものの、旅行商品としては1階にあります大浴場、これは男女別ですね、これは整備をしていいおか荘の資源として旅行業者に売り込みしたい。これがないとなかなか旅行業者のほうの旅行商品としてのいいおか荘、なかなかこれが難しいということですね。このお風呂は整備をしていきたいというふうに考えております。かねてから言われているのは、宿泊客だけではなくて、一般の方にもお風呂に入っていただけるような、そういう大衆浴場というんですか、そういう部分についても早急に許認可の事務を進めていきたい、要は一般の方にも開放していきたいということですが、

あと、いいおか荘の施設の概要ですけれども、客室は30室ございます。和室が12室、洋室が18室ですか、定員としては88名ということですが、ただ、ご承知のようにいいおか荘は、本当に夏であれば合宿等でいろんな子どもたちを多く受け入れできるのかな、そんな

ことで1階には大会議室、これは畳を敷けますので大会議室の利用、2階には畳の部屋もございます。そんなことで、ぜひ集團の合宿のお客様、これも目がけていける施設かなと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ありがとうございます。4月に開業、また合宿等、子どもたちの声でにぎわうことを、来年夏こそは期待したいと思います。グリーンツーリズム・ブルーツーリズムについてはここまでにしたいと思いますが、長期的に見て、旭市の発展する方向性の一つの要素になってくると思いますので、引き続き私も勉強させていただき、継続的なテーマとしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ふるさと……

○議長（高橋利彦） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 先ほどに続きまして、ふるさと納税についてでございます。ご答弁ありがとうございました。25年度多額の寄附金が来ているということでお伺いいたしました。旭市からは、多くの若者が東京をはじめ他の地域の大学や、また専門学校に進学しておりますが、そのうち多くがそのまま旭市以外での就職、またそこで生活を築いていくという現状がございます。もちろん旭市にもっと産業が発達して雇用が増えればというようなUターンの期待ということもあるとは思いますが、それと同時に、そういった旭市出身の他地域で頑張っている皆さんに、ふるさと納税を通して、ふるさと旭とつながっていただく、応援していただく、本来のこの制度の目的でありますけれども、先ほどご答弁いただきましたが、こちら前向きに今後、制度の活用をご検討いただくということでよろしいでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） 先ほども答弁いたしました、今時期として災害支援金、ここが全国からまだ集まっております。その辺を踏まえまして、ある程度の一定な時期でこれを調整し、調整というかやめてという形をとって、ふるさと納税ということでの商品のほうの検討をしたいと考えております。よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 失礼いたしました。節税としてふるさと納税を考えている方というのも昨今多くいらっしゃるようですけれども、これ計算によっては負担額が増えてしまうというように、所得とのバランスによってはそういったものもあるというふうに聞いていますので、その辺も踏まえて今後ご対応をご検討いただければというふうに思います。こちら要望でございます。

続きまして、特産品のプロモーションについてご答弁ありがとうございました。こちら調べましたら、銚子市では3万円以上の寄附に対して3,000円程度の特産品、しょうゆや干物、日本酒等、地元企業とのタイアップで行っているということでございます。また、匝瑳市でも、こちらは5,000円からだったと思いますが、同様に特産品の贈呈を行っています。こういったふるさと旭を離れて頑張っている方々に、復興のアピールという意味でも特産品のプロモーションということで進めていただきたい、前向きにご検討いただきたいと思います。

時期的には、ちょっといつになるかということだと思いますけれども、目安としては大体どのぐらいの時期にご検討に入られることが可能かどうか、お伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 大変必要なことだと認識はしておりまして、先ほど課長のほうから答弁がありましたように、被災者の応援という意味から、全国各地から寄せられているわけでありまして、まだまだ結構いろんな方々から被災者支援という形で支援金が多く寄せられています。そういった部分が、ある程度目安が付き次第といいたししょうか、震災から5年くらいが一応めどなのかなと。今3年半ぐらい経過しましたので、あと1年半くらいそういった部分で全国から応援をいただきながら、その後はふるさと納税という制度に移行していき

いなど、そんなように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） ご答弁ありがとうございます。ふるさと納税自体、いろいろ意見のある制度ではございますけれども、少なくとも旭市にとっては有益であると思ひますので、今後前向きに検討されることを、効果的な形で実施されることをご期待申し上げます。

続きまして、大きな四つ目の財政の長期展望についてということでお伺ひいたします。

お話しいただきましたとおり、将来的には交付税が減少していくということは、これは紛れもない事実であろうかと思ひます。28年度から5年間で総額20億円の減と。ただ、それが一本算定の底上げが検討されているということでございますけれども、やはりこの20億円の減ということをしかり捉えていかなければならないのかなと思ひます。

将来財政を考えたときに少子高齢化と、そしてそこから起こるさまざまな影響というのは重要な要素だと思ひますけれども、それ以外に確実にここにかかわってくるファクターとして、施設及び道路のインフラ老朽化という問題が起きてくるかと思ひます。現時点で、そのような老朽化対策として今後に対するシミュレーションと申しますか、そちらはどの程度行われているのかということをお伺ひいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 施設の老朽化対策ということでございますので、行政改革推進課でタイムリーと申しますか、公共施設の白書を作成しておりますので、その中での検討の状況等をお話ししたいと思います。公共施設、まずこの定義なんですけれども、庁舎、学校、公民館、いわゆる箱物、それからそれ以外の道路、橋、水道などのインフラの施設があります。今回白書の中では、道路、橋、水道等のインフラについてはおおむねの数字しか出していません。公共施設について、大きなものを全て把握しまして調査をしたところでございます。

この老朽化に対する対策なんですけれども、国自体が今動き出してございまして、インフラの長寿命化基本計画を策定いたしまして、各インフラの管理者に個別施設ごとの長寿命化計画、この策定を求めています。本年4月には全ての公共施設を長期的な視点から、総合的、計画的に管理する計画の策定指針を国のほうで打ち出しています。それに対して、旭市の対策としては現状を全て整理して分析して、今白書にしているところということで、ただ数字的なものはあくまでも前提となるもの、それを入れてはじいていくこととなりますので、そ

れが全て正確なものと言われると、そこまでのものではないということですね。

実際に、過去7年間で支出された施設の整備費の平均、これは15億円ぐらいなんです。これを超える額になることは間違いないということで、これに対しては具体的に白書を出した段階で市民の理解を得ながら、今後こうしていきたいということで総合管理計画を策定していくことで、その中で明確にしていきたいと考えていますので、その辺はご理解いただければなと思っています。

以上です。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 非常にタイムリーというか、白書が今月出るということで、箱物に関して長寿命化計画等お伺いいたしました。今のお話にありました総合管理計画についてですけども、こちらめどとしてはいつごろというふうに見ていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） めどということですが、実際に白書を出して、その白書の状況をまず市民に理解していただくことが最優先だろうと。今年度中にはできればそれを進めていきたい、それを受けまして、長寿命化をしながら総合的な総合管理計画を策定していくということになりますので、27年度中にできれば、それでも早い段階かなと考えています。場合によっては少しずれ込む可能性もあるということでご理解いただければと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） いわゆる施設、箱物に関してはそういったことで、ちょっと確認ですが、道路、河川等の件については、これは総合管理計画の中には入ってくるということでよろしいでしょうか。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（加瀬正彦） 今回は公共施設の白書ということで作成いたしますけれども、総合管理計画の中では当然、道路、橋梁、上水道、下水道、こういったものも含めて計画を立てるようというのが国のほうの方針でございますので、それに沿った形でいくということであれば、多少時間がかかるんですけども、それも含めて考えていくということに

なろうかと思います。

○議長（高橋利彦） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（高橋利彦） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番 滑川公英 登壇）

○１７番（滑川公英） 議席番号17番、滑川公英です。平成26年第2回定例市議会におきまして、一般質問の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

今、国ではアベノミクスの財政出動、金融緩和、成長戦略になるデフレ脱却が成功しつつあります。6月発表の成長戦略、規制緩和策が注目されていますが、我が旭市では国に逆行するような政策が遂行され、甚だ疑問を感じています。このようなことから、大きく分けて五つ質問いたします。

1番目として、太陽光発電について。

政府は、再生エネルギーを20%に高める政策を進めています。我が旭市でも、新築の公共施設では太陽光発電設備をほとんどのところが採用していますが、昨年度同時期に施工されたおうめい保育園、発電容量が20.5キロワット、工事費939万7,500円、キロワット当たりの工事単価が45万8,415円です。いいおか保育所、発電容量が18.3キロワットで、工事費が1,819万6,500円です。キロワット当たりの単価は99万4,344円です。単純計算で、同じ事業なのに2.17倍の工事費の差とはどういうことなのでしょう、詳しい説明を求めます。

2番目として、二中体育館の熱中症対策のために、今から5年前にサーキュレーター4台が導入されましたが、昨今の夏の暑さには効果は限定的だと言われています。導入時に次善の策を考えるとと言われましたが、太陽光パネル設置の遮熱効果についてお聞きしたいと思います。

3番目として、あちらこちらの自治体で採用している屋根貸し、土地貸し、自治体独自施工などを昨年度も質問いたしましたが、旭市ではなぜ採用しないのでしょうか。もう一度答弁をお願いします。

国営大利根用水土地改良事業に絡み、農業振興地域除外申請が4月から受理されないことについてお尋ねいたします。

1番目として、旭市、匝瑳市、東庄町、横芝光町にまたがる大利根土地改良区、干潟土地改良区、トータルの8,832ヘクタールの農地が、町の中では第一種農地、第二種農地、市で

は農業振興地域除外地域、この第一種農地、農業振興地域の除外申請が農水課の話では10年間、干潟土地改良区では18年間凍結と言っています。この事業について詳細な説明を求めます。

2番目として、農地を手放すのは、1として、高い農地を売却して安い農地を何倍か購入する規模拡大、2番目として、遺産相続の農地の売却、3番目として、経営あるいは家計の貧窮がほとんどだそうです。日本は資本主義国であり、財産権の侵害、私権制限につながるこの事業に異議の申請を市長は起こす気があるのか。

大きい3番目として、いいおか荘について。

1として、昨年9月議会で合同会社みやぎ蔵王高原ホテルへの無償貸し出しが議決されました。ホテル側も改修し、2,250万円を出して4月オープンのはずでした。しかし、3月議会では、工事の遅れにより海開き、海水浴場開きですね、7月15日までとの説明がありました。5月の市議会全員協議会では、工事に一切取りかかっていないことが判明いたしました。繁忙期の年末年始までにとの弁明。ところが、先日の新聞報道によりますと、来年4月オープン予定とのこと。堀江課長が説明したことと、事業には落差が多過ぎます。みやぎ蔵王高原ホテルの代理人でない答弁を求めます。

2番目として、昨年8月の市議会全員協議会での説明で、ホテルの3期連続赤字、修理費2,250万円、全額融資を仰ぐ、個人経営、これは合同会社ですが、等質問がありましたが、最終的には、9月議会には飯岡地区復興のためにと、賛成多数で可決の経緯がありました。今までの経緯を見ますと、この好ましくない経過の責任はどこにあるのか。

4番目として、新庁舎建設について。

平成29年4月の職員数から推計し、1万2,000平米の床面積が割り出され、あとはほとんどアバウトで答弁していた前総務課長でしたが、建設費が40億円から100億円までとは何をか言わんことです。市長の望む29年着工の見通しについて事務局の答弁をお願いいたします。

大きい5番として、医療費の助成について。

子育て支援ということで、中学3年生までが300円で治療が受けられる、素晴らしい支援策だと思います。しかしながら、旭中央病院に紹介状なしでかかると、医療費は300円ですが、受給券がありますからね、初診時選定医療費として2,916円が加算されます。市内の診療所にかかれば300円、中央病院にかかると3,216円、小・中学生は旭市の国の宝ですが、3,216円払える小・中学生だけがかけられますよというのは差別しているのでないでしょうか。児童・生徒全てが医療費300円だけで治療できますよとうたっていますが、初診時選定療養

費の周知徹底を図るべきではないのでしょうか。

1 回目の質問を終わります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） それでは、子育て支援課から、1 番、太陽光発電についての（1）二つの保育所で施工された倍額近い工事の差についてと、それから 5 番、医療費の助成についての（1）中央病院への対応についてお答え申し上げます。

初めに、二つの保育所で施工された倍額近い工事費の差についてお答えいたします。

平成25年度に太陽光発電設備工事を行った保育所は、ただいま議員がご質問のとおり公立のいいおか保育所と、それから千葉県安心こども基金事業補助金を活用して工事を行った私立のおうめい保育園でございます。いいおか保育所では、発電容量、議員おっしゃるとおり18.3キロワット、予定価格では1,819万6,500円でございますが、工事契約金額といたしましては1,711万5,000円でありました。

一方、おうめい保育園では、発電容量20.5キロワットでございます。工事契約金額は939万7,500円でありました。この工事契約金額としては、おうめい保育園の939万7,500円に對しまして、いいおか保育所は1,711万5,000円で、確かに倍額に近い金額となっております。

市における太陽光発電設備設置工事の設計に当たりましては、国によって工事費の適正な積算に資することを目的に定められた公共建築工事積算基準等の基準に基づいて、共通費であります共通仮設費や現場管理費、また一般管理費などの諸経費を計上することとなっております。材料費や工事等の直接工事費に、この諸経費を加えて設計上の工事費とすることとされております。

また、市では、国で定められた公共工事の仕様書や監理指針に基づき施工するよう設計図書で求めています。その中では、現場での施工計画に基づく安全管理対策をはじめ、使用材料の承認、検収、施工図の確認など、段階的な施工プロセスを経て完了検査を行うとともに、各種の記録、証明書、工事写真など多くの書類の提出も義務づけております。

一方、民間工事では、積算基準の定めがないと聞いております。その中で支払い方法などの契約条件も発注者と受注者の間で自由に設定ができ、施工に当たっても受注者に任せて行われるケースも考えられ、検査や書類なども軽微に済み、諸経費を抑えて安価に設置することが可能ではないかと推測されます。これらのことから、倍近い額の金額になっておりますが、こういった価格差が生じたものと考えております。

次に、医療費の関係でお答え申し上げます。

中央病院への対応についてですが、本市では、議員のご質問にもありましたように、人口減少対策として、子どもが病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、子ども医療費の助成を行っておりまして、この助成の金額は入院で1日300円、通院で1回300円、中学校3年生までとなっております。また、市民税非課税世帯の方や市民税均等割のみの課税世帯の方は無料となっております。この制度は、保険診療分の医療費の自己負担分の一部を助成するもので、医療機関を受診する際には、必ず保険証と一緒に子ども医療費の受給券を提示していただくようお願いしております。子ども医療費助成の申請や受給券の交付の際には、健康保険が適用されない診療等は助成の対象にはならないということなどを説明しておりますけれども、今後は、ただいま滑川議員からご指摘のありました初診時選定療養費等についても具体的に分かりやすく説明し、誤解のないよう努めてまいりたいと思います。

なお、具体的には、この初診時選定療養費、紹介状を持たないで受診した場合等ですが、2,916円、中央病院の場合です。これは病院の機能分散を図る観点から、200床以上の病院においてかかるものと聞いております。そして、旭中央病院のような500床以上の病院では、この機能分散を強く図る必要があるとのこと。こんな中で、このような選定療養費は保険適用外であるため、300円とは別に自己負担となってしまいますよといったような旨の説明を、これからもさらに加えて説明をしていきたいと思っているところです。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、庶務課のほうから、太陽光発電の2番目の二中体育館の遮熱のための太陽光発電をというご質問にお答えさせていただきます。

市では、議員おっしゃるとおり、近年、校舎の改築の際には太陽光発電の導入を進めているところです。さて、屋根を利用して太陽光発電を行う二次的なメリットとして、屋根の構造によっては太陽光発電パネルが遮熱の働きをし、室内の温度上昇を抑制する効果があることは聞いております。

ご提案いただきました第二中学校体育館の構造は切妻・鋼板ぶきですので、パネルの設置で遮熱効果も見込まれるものと思います。ただし、実際体育館に太陽光発電を設置する場合、その施設が発電設備の重量に耐えられる構造かどうか等の安全性を確認する必要性が生じてまいります。

現在、第二中学校体育館の暑さ対策としては、夏場にはサーキュレーターを設置してはあ

りますが、もとより生徒たちの体調管理に十分気をつけているというふうに聞いております。市内の小・中学校の体育館については、吊り天井の落下防止等の防災機能強化工事を平成24年度から実施しており、第二中学校の体育館も対象としているところです。今後、防災機能強化工事を計画する上で、遮熱対策として断熱材の設置や換気システム等についても検討してまいりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 財政課長。

○財政課長（林 清明） 太陽光発電等のための屋根貸し、土地貸しをなぜ採用しないのかというご質問にお答えいたします。

平成24年7月以降、ご指摘のとおり、地方公共団体の中で屋根貸しや土地貸しをするところが出てきております。いろいろインターネット等で見てみましたところ、土地の貸し付けでは2万平米以上、屋根貸しでは400平米以上が多いような状況のようであります。

旭市における土地の貸し付けに関しましては、太陽光パネル貸し付けに適当なまとまった土地、今の一般的には2万平米以上というような土地がない状況にあります。唯一まとまった面積のあります旧海上中学校の跡地につきましては、その利活用について現在、別の用途の候補地として検討している状況でありますので、今のところ貸し付けはできないということとであります。

公共施設の屋根貸しにつきましては、先ほど庶務課長のほうからもありましたが、耐用年数だったり耐震性の要件があり、そもそも屋根が物を載せる設計ではないという既存建物が太陽光パネルの荷重に耐え得るかどうか、この辺については構造計算等の必要が出てくる可能性もあります。また、固定買い取り制度の期間が基本的には20年という長期にわたる契約であることから、その20年の間、屋根の防水工事ですとか改築に制約がかかると、それから雨漏り等が発生した場合の対処、これが非常に問題になるということもございます。

このようなことから、現在のところ、既存の公共施設の屋根貸しを行うことは困難であると考えている状況です。

以上です。

○議長（高橋利彦） 農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、2番目の国営大利根用水事業に絡む農業振興地域除外申請が受理されないことについての（1）詳細説明を、（2）私権制限ではということを農水産課のほうから説明させていただきます。

まず、（１）詳細説明をということからですが、まず最初に農振除外の説明をさせていただきますと思います。農地を農用地区域から除外することにつきましては、農業振興地域の整備に関する法律第13条2項第1号で、他の農地では代替できないこと、第2号は農地の集団化に支障がないこと、第3号は営農に支障がないこと、第4号は道路や水路等の農業用施設の機能に支障がないこと、第5号は土地改良事業の受益地である場合は事業完了後8年を経過していること、この五つの要件ですとか、第10条の農業振興地域整備計画の基準に照らし合わせて、除外することが妥当なのか検討されます。この最終の判断につきましては千葉県が行うということのものです。

先ほど言われました国営大利根土地改良事業ですが、これにつきましては本年度から開始されます。この基幹用水施設の老朽化等で、この地域の用水の安定確保に支障が出ることから、国営事業によりまして水路のひび割れの改修、それから揚水機、排水機、この機械、機場、この改修を行うということで安定した営農を継続するために必要であり、また地域の負担も軽減できる事業であります。

工事期間は、平成26年から35年の10年間を予定しております。この事業の中の事業計画概要書につきまして農地の面工事というものはありません。あくまでも用排水施設等の改修ということになります。この受益地といたしまして、先ほど申されましたように旭市、匝瑳市、東庄町、横芝光町、この2市2町、合計8,832ヘクタール、旭市は4,588ヘクタールが受益地として含まれております。この受益地につきましては事業採択の要件でありまして、事業を進める上で、受益地が農振からの除外等により減少することで、事業の順調な進捗への影響など、その取り扱いを慎重に行うために関係機関と調整していく必要があります。現時点では、農振からの除外を審査する上で支障となりますので、大変審査が滞るというふうにお考えしております。

続きまして、（２）の私権制限ではということでもありますけれども、土地改良の受益地ということは、その農業上の公共投資の効果を十分に発揮させるため、農業振興地域の整備に関する法律によりまして、農用地区域からの除外は厳しく制限されているところであります。農用地からの除外を行うことについては慎重に行う必要があります。国営大利根用水土地改良事業につきましては、あくまでも土地改良法に沿って行われる事業であります。その受益地の扱いは、先に述べたとおり慎重を要します。農用地からの除外許可につきましては、あくまでも県の判断ということになりますので、関係機関での調整が必要です。今後、県、関係土地改良区、事業主体である国と協議、調整してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

たいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の3番目に、いいおか荘の問題につきましてご質問いただきました。

これまでの経過について、代理人でない答弁をということでご質問があったかと思います。さらに責任はということでお答えをさせていただきます。ご承知のように、いいおか荘につきましては、昨年9月議会で、関係します予算を議決いただきました。屋上を直す工事、外階段を作る工事、それと1階の部分を防災資料館として整備する工事等でございます。

さらに、この9月議会で貸付先の議会の同意をいただいたところでございます。その後の経過でございますけれども、ご承知のように、実は1階の工事につきましては昨年11月19日、さらにこの時に1度入札を行っております。工事は、工期を次年度の3月、本年3月末にということで、ただし11月19日の入札が不調に終わったと。さらに12月17日に再度入札を行いまして、これの入札も不調に終わったという、そういうことでございます。

年が明けまして、この入札というのは設計図書等の組み替えもいろいろありますので、時間的に一番早くて2月19日、さらに入札を行いまして、ここでやっと工事の発注ができた。この工期を、繰り越し等を含めまして2月27日から7月11日ということで工期をお願いしてあるところでございます。

こういうような工期の遅れと併せまして実は今回、ホテルを経営する業者を擁護するわけではありませんけれども、どうしても工期と併せまして、市の事業と併せて同じような業者に事業をお願いしたいなと、そういう思いもあったということは聞いております。大きな点は、もう一つは、先ほどこちょっとお話ししましたエージェントという旅行業者の旅行企画商品が、こういうものがあるかと思っておりますけれども、これが実はご承知のように年2回の発行でございます。4月から9月、これが春夏バージョンという、その次に10月から3月、これが秋冬のバージョン、この年2回の旅行商品の企画が全ての旅行業者、統一されているということで聞いております。こういうものに掲載をお願いするということになると、例えば10月ですと、3カ月前にいろいろ書類等を整えて旅行業者との打ち合わせが必要になってくる、そんなことでどうしてもこの4月1日から9月30日、これには間に合わなかったと、そんなことで、さらに秋にも間に合わないというようなことで、来年4月1日に向けてということで今進んでおところが現状でございます。

そんなことで、先般6月5日にホテル側にも来ていただきまして市長を交えまして、1階のフロント部分、これはなぜかということですが、実は今回プールを開業いたします。プールを開業するに当たりまして、あそこは日陰が少ないという、そんなことで孫を連れてきたお年寄りの方に休んでいただく、そういうスペースも必要だと。それと夏の時期は雷が発生する場合も多々あると。そんなことで1階のフロントの前の部分、ここはぜひあけていただく、そんなことで今回、このプールに目がけて1階については修繕をして、早急に市民が使えるような、そういう形で施設を提供するということになっております。

そんなことで、さらには暮れ、正月、これは市民の方、大勢初日の出を見に来るとか、そういうこともあるのかなと、そんなことで仮オープン。旅行商品の企画として、来年4月を本格オープン、そういうことで今進めておるところでございます。

責任ということでございます。宿泊業について事業者の計画は来年4月を目指しておるわけですが、この計画が達成できなかった。一つは、1階防災資料館の、先ほど言いました2回にわたる入札不調、これが原因の一つでございます。担当課として、責任というよりも原因の一端があったと、そういうことで理解をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 滑川議員の新庁舎建設について、2点ほどご質問がございました。

まず、およその建設事業費についてお答えいたします。数字はひとり歩きする場合があります。事務局として今考えられるところまでご回答いたしたいと思っております。庁舎建設については、現時点で建設場所が決まっておりますので、外構工事や附帯工事等を除いた建物本体のみの費用をおよその額で算定いたしました。

庁舎建設費については、庁舎の規模や機能により大きく変わります。建築工事を行うには敷地の形状や面積、建物の規模、耐震方法等、詳細に決定しなければなりません。まず、基本計画を策定し、それを基に基本設計及び実施設計を行っていかねばと考えております。

本市においては現在、基本構想の段階ですので、今時点では国の基準となる数値や他の市において建設しました実績を参照し、本庁舎本体のみに係る建築費について、およそ50億円と算定いたしました。また、庁舎の構造や面積、労務費や資材の高騰等により、建築価格の増加が考えられますが、それらは基本計画や設計の段階で検討していくこととなります。

次に、今後の見通しでございますが、本年3月に基本構想を策定し、その中で新庁舎建設位置について、4か所の候補地から諸条件を勘案して選定することとしております。現在、

比較検討のための資料作成を行っている段階で、その中で地理的位置、周辺環境、利便性等々、候補地ごとに調査、比較検討を行っております。その結果を、議会をはじめ新庁舎建設市民会議等にししながら意見を伺い、その意見を反映していきながら最良の場所へ建設位置決定をしてまいりたいと考えております。その建設位置決定後は、基本計画、基本設計、実施設計、建設工事、事務所移転という流れで進めてまいりたいと考えております。計画、設計等の判断は慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５８分

再開 午後 １時 ０分

○議長（高橋利彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） 丁寧な答弁、どうもありがとうございました。

では、太陽光発電についてということで、１番目から順次質問させていただきます。

先ほど共通費ということで、おうめい保育所は36万8,400円、いいおかは519万4,000円、ある程度の内容は分かりましたけれども、農業とこれは違うと思うんですけれども、やはりもっと高い金額で団地事業がやっているわけですよ。でも、こういう共通費とか云々というのは、書類申請とか、そういうことは全て事業者、要するに落札した事業者が申請するのが当たり前なんです。それを片方は民間でやれば36万円、片方は590万円、そんなふざけた話がないでしょうよ、なぜこれをチェックできないんですか。答弁お願いしたい。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 滑川議員のただいまのご質問、おうめい保育園のほう金額が断然少ないということでご質問ございました。なぜこれがチェックできないのか、そういったお話ですけども、先ほどの回答とまた重複してしましますが、どうしても市の公共工事のほうは太陽光発電設備工事に限らず、工事内訳として直接工事費一式に加えて、共通仮

設費、共通現場管理費、一般管理費等、この共通費等を加えて金額を見込むということになっておりますので、チェックをするとかしいとか確かにあるとは思いますが、一応市で設計するに当たっては、国の基準に基づいて、こういった経費も本体工事の何%とか、積算基準もきちっと掛けるパーセント等も決まっていると思います。それに基づいて金額を積み上げるということになっておりますので、これでお答えになるかどうか分かりませんが、一応市のほうの工事としてはこのように進めていっているところです。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。では、行政のやる建築物というの、全部市場価格の倍くらいの落札でもいいというような話、答えていると同じじゃないですか。今、大企業が進めているメガソーラーの基地なんていうのは、大体1メガで3億円か4億円くらいなんですよ。それを1キロワットにすると、大体35万円なんですよ。皆さんも新聞広告にあると思うんですけど、大体安いのは26万円ぐらい、高くても40万円台なんですよ。それで、少なくとも10年とか20年は保証されているんですよ。こういう無駄な金額をかけなければしょうがないのかということなんですよ。今課長が答えたことは整合性があるのかな。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 今確かにメガソーラー等、金額がだいぶ安いということで滑川議員からご質問ありましたが、一応公共工事につきましては、こういった太陽光発電等は地球温暖化防止等で、そういった環境面や、あるいは一番先にお話ありました再生可能エネルギーの普及促進などの観点からも、こういった設置をしているところでございます。なのに、この共通費はというお話になってしまいますと、またちょっとうまく説明できませんけれども、一応そういった採算のほうとは別に、そういった環境面やエネルギーの普及促進の面からも設置しているところでございますので、ご理解をいただければと思っております。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 「いいかげん」と「いいかげん」では180度違いますよね。どっちなんでしょう。私が言いたいのは、どんなことをしたって、これは税金の無駄遣いですよと言っているんですよ。やはりこれは早急に監査をしてもらったほうがいいんじゃないんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公共工事の発注については、やはり基準というものがありまして、滑川議員の趣旨によりますと、共通費を入れないで設計しろというようなことになるわけでありまして、そういったことが果たして入札条件で県が認めるかどうかという部分、指導部局が認めるかどうかということもあります。一応公共工事については共通費を見ろということになって、その議論も庁内でもかなりしたんですよね。私も、これはあまりにも違い過ぎるので、何で共通費がこんなにも高くなるんだというようなことを聞きまして、この共通費というのは、どこが利益が上がるんだというようなことも聞きましたけれども、それをやらなければ公共工事として通らないということもあるというようなことでありますので、設計価格に共通費を盛り込まなければ公共工事として認められないというようなことでありますので、そういった部分で、あくまでも私立と公が発注する額としては相当違うということを理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 質問ではないんですけども、今やっている道の駅で太陽光パネルを入れるという話になりまして、100万円の見積書が来たんですよ。今どきそんなふざけた話がないでしょうということで、60万円になりました。実は、ここで言っていることかどうか分かりませんが、その基本設計をしている人が、やはりメーカーなんです。そのメーカーと知っていたんですけども、そうしたら、どっちみち歩切りされるから、3割余計乗せて見積もりを出していると。お話にならないでしょうよ。そのほかに、こういうような共通費を出していったら、この間飯岡に行ったときにライバルの業者さんが、これ100万円ですよと言ったら、みんな大笑いしていましたよ、こういう話はないと思いますよね。どう考えても、何と弁明しようと税金の無駄遣いだと思いますので、ぜひ早急な監査請求をしたいと思います。

では、2番目のほうの二中の体育館のことについて触れさせていただきます。

やはり今、7年前に建っているわけですけども、その当時から設計のミスはPTAの幹部の中で言われましたけれども、結局空気が抜けないということで、その当時からもう体育館の中にいて熱中症という話だったんですね。それで、サーキュレーターを導入したけれども、それで間に合わなかったらエアコンとかという話になったんですけども、それより先

に、ましてまだ7年の物件であれば行政がやらなくてもいいんですけれども、貸してでもいいんですけれども、遮光のために熱を遮断するために、やはり太陽光パネルを載せるべきじゃないかと。モジュールは1枚当たり大体17キログラムくらいなんですよね。今、最新型だとその半分の重さのモジュールもありますので、その辺を踏まえて、ぜひ熱中症対策ということで取り上げていただきたいと思うんですよ、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） 二中の体育館の暑さ対策ということで先ほども答弁申し上げましたが、当時のサーキュレーターを設置したときですので、若干データは古いんですが、23年の夏のときに、当時毎日いい天気で外気も30度以上のときに1週間、中学校の体育館を測定した記録があります。その中でも、二中が特に暑いというわけではありませんでした。二中が30.2度です。平均、もうちょっと申し上げますと、二中が30.2度で、海上中が29.2度、飯岡中が31.5、干潟中学校が31度、設置状況が若干みんな違っていますので、このぐらいの差は出ると思うんですけれども、ほとんど外気と同じ状況でした。いずれにしても、暑いということは、議員おっしゃるとおり空気が抜けないというようなところもありましたので、今度、天井を外すような防災機能強化工事等も予定しますので、その中で換気等も含めて暑さ対策については、またさらに検討していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

それと、太陽光発電に関しましては、先ほども遮熱効果は見込めるというふうな答弁をしましたが、公共施設全体の屋根貸しをするかという話になりますと、先ほど財政課長が答弁しましたとおり、そこは今のところは、急なご提案ではありますが、検討していないということでご理解願いたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 温度を調べていただきまして、どうもありがとうございました。庶務課長は分かるとおり、第二中学校というのは高い建物のちょうどはざまにあるんですよ。だから、温度が同じだとしても風はほとんど抜けないというのが現状なんです。その辺を踏まえて、しょうがないからサーキュレーターをやろうという話になったんで、やはり今の二中の体育館は、南側と北側に接近した3階建ての建物があるということで、風が抜けないというのが一番の致命傷なんで、その辺を考慮した考え方をぜひ用いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） そういうことを承知しております。今回の通告があつてすぐに現場のほうを見に行きまして確認しています。高いところから空気が抜けないというような構造になっているなということも、議員おっしゃるとおり確認しております。次回の防災機能強化の工事に関しましては、その辺の換気システム等についても、繰り返しになりますが、配慮していきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、よろしくお願いいたします。

次に、（3）番なんですけれども、地方交付税が、先ほどの答弁の中にもありますように、28年度から10%削減されるんじゃないかというような方向になっておるんで、やはり自治体としても自主財源をなるべく確保するなり、無駄なものは早く償却するなり貸すなりするのが当然だと思います。合併して一番の節約になったのは議員の給料だけですよね。あと、目に見えて本当になったかというのは、9年たっても何にもやっていないんですよ。土地も売っていない、不要なものも解体していないと。海上中については解体しました。ほかのものにはほとんどやっていないんですよ。こんなことでいいのかって、急がなくちゃ駄目でしょうって言っているんで、その辺のことをぜひ再考していただきたいと思いますが。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） すみません、何をお答えしていいのかよく分からないんですが、土地の処分については、昨年、一昨年と、どの土地が処分できるのかできないのかというような見直しを含めて色分けのようなことをしてきた中で処分を始めておりますので、その辺はご理解をいただきたいなと思います。

それから、建物がまだ減らないじゃないかということについては、先ほど行政改革推進課のほうからもお答えしましたとおり、白書をつくって実態を市民の皆様、議員の皆様、皆さんに知っていただいた上で、いるの、いらないのの議論を深めていきたいということになっておりますので、それもしばらくお待ちいただきたいなと。

それから、屋根も貸せるだろうということなんだと思うんですが、実は質問があつてからちょっと調べさせていただいたところ、千葉市の例でいいますと、小・中学校の屋根貸しを実際やっているんですが、トータルで1万4,000平米貸して、入ってくるお金が年間184万円

ということでありますので、先ほどから申し上げている、耐震ですとか強度のリスク、それを考えたときに、果たして貸すのが適当かどうかということで考えれば、古い建物について、あまり尚早に貸すべきではないなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どっちにしても行財政改革ですから、その辺の旭市の財産についても、もうちょっと前向きにやっていただきたいと思います。

それでは、国営大利根用水事業についてなんですけれども、合併時に旧3町は第一種農地と第二種農地の線引きを見直してあります。しかしながら、旧旭市では農業振興地域除外地域について私要望したんですけれども、前市長、それから当時の農水課長は拒否して今のままになっております。ですから、皆さん、例えば北側を見てもらっても、あれは全部農振地域なんですよ。面倒くさいことはやらなかっただけの話なんですよ。商業用地、工業用地、宅地というのは、全てもともとは農地から供給されていると思うんですよ。18年間も除外申請を凍結されたら、これから産業が発展していくのに、もうお先真っ暗じゃないですか。

先日、日本創成会議で、2040年には1,800ある地方自治体のうちの約半分、896が消滅すると。それでお隣の匝瑳市とか銚子市もその候補に上っているわけですよ。人口減少対策とか少子高齢化対策に相反する事業に対して、行政はそのまますんなり認めるんですか。18年後のことを皆さん考えているんですか、お答えをお願いいたします。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） それでは、農水産課のほうからお答えさせていただきたいと思えます。この国営大利根用水土地改良事業、先ほども言いましたように経年変化によりまして、機器故障の発生、用水路のひび割れ、摩耗等による機能低下がだいぶ生じております。というのも、昭和45年からこの国営大利根用水事業が行われまして、今40年以上たって機械の劣化が大きくなってきたと。田んぼの機能が将来的にどうだろうか、用排水事業としてこの事業はとても必要ではないかということで、平成24年から土地改良区ですとか県と協議をしてまいりまして、今回の事業の採択というか、実施という形になりました。農業は旭市にとりましても大事な事業ですので、ぜひこの事業といたしましては実施したいなというように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 先ほど申しましたように、横芝光町、匝瑳市、旭市、東庄町ですか、この首長さん方は、今年の3月12日までに合意するという事で書類をもう提出してあるんですね。こんな重大なことが全然我々が知らない中で、私も4月になって初めて除外申請したいという方がありまして、とりに行ったら、いや、受け付けませんと。4月1日から受け付けていません。いつまでですか。10年間は駄目ですと。土地改良に行ったら18年駄目ですって、こんな話があるんですかということなんです。土地改良区としては、これ26年5月2日に事業申請を県にしているんですね、まだ間に合うんじゃないかと思うんですよ。例えば、こういう発展を阻害するようなことに合意したんでは、やはり旭市の将来はないと思うんで、例えば負担金を、拠出金を出してでもこれは阻止すべき話ではないかと思うんですが、市長はどうお考えですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） この大利根用水事業にかかわる農業振興地域の除外ということでお話がありました、この事業は、先ほど課長のほうからも答弁がありましたように、昭和45年に大利根用水として干潟土地改良区、大利根土地改良区の流域の水田に、用水のための大きな事業ということで始まったわけでありまして、築四十数年になるわけであります。築といいましょうか、施設をしてから四十数年がたって、老朽化がかなり進んでいるということでもあります。議員がお話がありましたように、25年3月に、関係の市町の担当課の課長、あるいはまた首長が協議をいたしまして、その協議会を作るということ、それとまた国営事業に採択をしてもらうということで協議会が設置をされたわけであります。

そんな中で、事業主体がやはり国営施設の機能保全事業ということで、大利根土地改良と干潟土地改良にかかわる保全事業であります。地権者の説明会等は大利根土地改良、干潟土地改良で十分地権者に説明をしてくれたというような認識のもとに、その事業に対しては、これからの農業発展のために、ぜひ大利根から用水を引かなければ、この地域の農業発展がないということの中で、その施設の改善、改修ということが大きな目的であるわけありますので、そのことについては全市町の首長、課長が合意したところであります。

また、農振除外については、今までも農振地域から除外するということは、重大ないろんな事情があるときには農振から抜けるということもありますので、そういった部分では絶対に駄目だということはないと私は思っておりますので、そういった部分でそういう事案が発

生しましたら、やはりこれから県へ行ったり、いろんな部分で応援をしていかなければと、そんなようには考えておりますけれども、全然農振から抜けないということはないと思いますので、よろしく理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 市長、仰せですけれども、これには今のところ抜け道がないというのが土地改良区の見解です。大変厳しいと思いますよ。ですから、除外申請しても、除外申請はもう申請してありますけれども、許可になる、ならないは分からないんですけれども、このままでいったら、37億円をただでいただくために、除外申請を担保にしてやったとしか考えられないんですよ。

それで、皆さん多分ご存じだと思うんですけれども、平成元年ごろ不動産バブルが発生しまして、それに手を焼いた自民党政権が、社会党の設置した不動産総量規制をかけたわけですよ、日本全国に。そのことによってバブルが平成2年にはじけて、ところが、それからも総量規制かけたことによって日本が不況に突入したんですよ。それから、円高不況になりまして、一昨年までその状態が20年近く続いてきたわけですよ。これは歴史を見れば当然なんですよ。日本は土地本位制になっているわけですから。これを18年も凍結して、ここにいる皆さんほとんどの人が分からなくなるか、違うところに行っているかもしれませんけれども、それは我々の年代で、時代でこのところを解決するのが常識なんじゃないですか。悪いことは先延ばしというのはどう考えてもおかしいと思うんですよ。別に私は不動産業界の代弁者でもないし、応援しているわけでもないんですよ。人口減対処をどうするのか、少子高齢化をどうするのか。きのうの安倍総理の話でも、40年たっても1億人をキープしようと言っているではないですか。地方がこういうことをやっていたらどうするんですか。やはりこれはクレームをつけるべきじゃないでしょうか。何とか違う方向で37億円もらうような方向で。ただ、これは農地の担保に出してやるということはどう考えても、我々の旭市も事によったら、銚子市とか匝瑳市のように2040年になったら消滅する可能性もあるんじゃないですか。その辺を憂いているから言っていることであって、ぜひもうちょっと考え直してもらいたいんですよ。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、滑川議員からの発言は大きく言って二つあると思います。37億円の国営事業を担保にして、地権者の土地を動かさないようにするのかということと、もう一つ

は、やはり除外という部分でどう考えているのかということだと思いますけれども、37億円の担保というのが、それをやらなければ、国営用水の事業に使っているそういった機具を直すためには、やはり地権者の負担になるわけですね。今度、干潟土地改良と大利根用水の受益者負担ということになるわけでありまして、そのことよりは、やはり国営事業でありますので、国が全部持つということでもありますので、そういった部分でどちらがいいのかというようなことも十分考えていかなければならないことでもあります。

それともう一つの、除外ということにつきましては、先ほども申し上げましたように特別の理由があった場合には、今までもそうでありました、土地改良事業について農振がかぶせられて、補助事業であった場合には動かせないということでもありますけれども、特別の事情がある場合には除外はできるというようなことも、今まで実例があるわけでもありますので、そういった際にやはり土地改良組合の事務所の皆さん方、そしてまた理事長、役員、そういった方々とともに、やはり旭市にとって必要な部分はきちっと除外を通してもらうというような働きかけを県にしていきたい、そんなように思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、（2）のほうに入りますけれども、同じことですが、農振地域を今でも除外するというのなら、家族が家を建てるとかといったら500平米は何とかなりますよ。私が言っているのはそういうことじゃないんですよ。商業地域、工業地域、それから宅地分譲とか、その辺についてのもことになる供給源が閉ざされるから、それで人口減少に輪をかけるんじゃないかと、少子高齢化に輪をかけるんじゃないかと心配しているんですよ。一つや二つのことはありますよ、それは。でも、もっと大きなことで言ったらおかしいと思うんですよ。

ですから、例えばこんなにロードサイドショップが発展している中でも、126の中でも道路のすぐそばが除外申請できない。既に土地改良区の話では、告訴を考えている地権者があそうですよ。ですから、ロードサイドショップの土地を持っている方々とか、そういうことについてもほとんどの人は、私も含めてこれは知らなかったんですよ。やはり物事を進めるには告知義務というのを、義務というより、皆さんに周知してもらうのが当然だと思うんですよ。これがなくて、ただめくらで押しちゃっていいのかという話なんですよ。市長のお言葉ですが、新川改修事業で、20年にわたって地権者は全部お金払っているんですよ、改修事業の負担金、地元負担金、それから県の負担金。国の負担金以外は、地元負

担としてずっと払っているんですよ、20年も。田んぼに幾ら、畑に幾らって。多分そのくらいの金額はやはり新川改修事業にもかかっていると思うんですよ。ところが、今回の場合は8,832ヘクタールもあるんですからね、少しの地元負担金があっても当然じゃないんですか。37億円をただでもらうために、人口減少に拍車をかけるようなことではいけないと思うんですがね。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（高木寛幸） すみません、再三申すようではございますけれども、あくまでもこの事業に関しましては周辺農地の安定、これから先、農地を農地として耕作していく、そのために必要な事業であると考えております。また、この受益地の設定に関しましては土地改良法に則して行われておりますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よく検討していただいて、人口減少に拍車をかけないような方法でお願いしたいと思います。

それで、3番目のいいおか荘についてなんですけれども、6月6日の新聞報道によりますと、4月時点でホテル側は計画を見直しとのことで、再開時期は白紙となっていたというのがありますよね。どこから7月15日とか年末年始営業というのが出てきたんですか。昨年10月時点の契約書をここに提示していただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今議員のほうから、昨年10月1日に契約した契約書をとということです。これはご承知のように使用貸借契約書、これを締結してございます。この中には開業の時期、これは記載がしてございません。ただ、開業の時期等につきましては、事業者からいただいた公募の募集あるいはプレゼンの中で、その当時は来年の春先に向けてと、そういうことで我々は確認してございました。

以上です。

（発言する人あり）

○商工観光課長（堀江隆夫） 新聞、開業の時期ですかね、開業の時期等につきましては、先ほどご説明しましたように6月5日に事業者のほうから市のほうへ来まして、その中で1階の

部分についてはプールの開業に向けて直ちに直しますということです。あと、暮れ、正月、市民へのサービスも含めまして仮オープンをしたい。翌、来年の春、４月に向けて本格営業を目指す、そういうことで我々は確認してございます。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） 言葉を返すようですが、１０月時点の契約書はを見せていただけますね。

それと、温泉施設を開始するというのは、これはどちらがやるんですか。最初の、我々に昨年の９月の説明では、各部屋にバスルームがあるからやらないと。いつの間にか今度は、日帰り温泉もやります、大風呂を改修しますと。これは誰が改修するんですか、誰がそんなことやっていいって言ったんですか。おかしいじゃないですか。このようにうさん臭い契約は市長が許可しているんですか。これなら結果論ですけれども、２０１２年１月にハードルを上げて、福祉施設に転用させるおそれがあるからと却下したグロリアでもよかったんじゃないですか、何を考えているんです。予算はどこから持ってくるんですか、プライベートで出るんですか。議会の承認がなかったらできないでしょう。答弁求めます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 先ほどの質問ですみません、答弁がちょっと違っておったかと思えますけれども、契約書を見せていただける、これは要求をいただいたところで手続きをしまして開示をさせていただきたいと思います。

あと、浴場のほうです。我々、今までずっと話をしておったと思います。公募の段階では、各部屋にお風呂があるから、お風呂を直す、そこは義務づけはしてございませんでした。それは応募する方にお任せしますよと。今回、事業者のほうからも先ほど答弁申し上げました、今まで答弁申し上げましたように、風呂は観光客を誘致する上で欠かすことのできない、そういうことで、今回借り受けした事業者が直して使うと。ですから、費用負担はホテル側が負担をするところです。さらに宿泊業者、宿泊客のみならず、一般の市民の方にもぜひ使っていただくように段取りを今進めていますと、それが公衆浴場の許可云々ということで聞いております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○１７番（滑川公英） では、先ほど答弁いただきました年末年始のプレオープン、まだ、み

やぎ蔵王高原ホテルは人材も集めていないと思うんですよ、4月1日オープンですので。誰がやるんですかね。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 先日、借り受けをしていますホテルの事業者の代表、さらにこのホテルにつきましては、実は5軒にまたがって六つのホテルをグループ化して、いろいろ経営をされているグループではあります。その六つのホテルの中で、いろいろ人員等の配置を考えながら対応すると。要は六つのホテルが協力をしてという、そこは経営者会議の中で確認してございますということです。そういう人材を含めて、グループの中でもう既に検討している、そういうことでご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） では、（2）のほうに移ります。

議決したということについては、我々議会に一番の責任があります。しかし、その契約を執行させることについては市当局、行政側にあると思うんですよ。これがどんどん移行していっちゃって、来年の4月以降じゃないとできないなんて契約違反じゃないですかね。こんないいかげんな契約をどうしてしたんですか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） これにつきましては、先ほどお答えしましたように、昨年入札が2回にわたって不調になった、これは大きな原因だということでご理解いただきたいと思います。その結果、26年、本年3月に工事が完了する1階の部分、これが7月に延びたと、そういうふうなことで、ここの部分は先ほど言いましたように、我々担当課としても入札不調、なかなか難しい部分、職員では対応できない部分もあるかとは思いますが、ここに原因の一端があったところでお答えしたとおりでございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） これ10月に契約していて、何にもしなかったというのはどう考えたっておかしいと思うんですよ。旅館の許可がとれないとか、保健所の許可がとれないとか、JTBとかJRとか、そういう話もたくさんしましたよね。でも、やる気があれば契約した時点から動くのは当然じゃないですか。4月まで何にもやらなくて、どんどん議会に言われたら、じゃ来年の4月にしますじゃお話にならないでしょうよ。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（堀江隆夫） 今まで何もやらなかったということではないです。再三ホテル側もいいおか荘を確認しながら、いいおか荘は、実は配管等、目に見えないところの部分の相当修繕が必要という、そんなことで今まで、さらにご承知のように10月1日から貸してありますので、貸したところにつきましては電気料等を含めまして維持費、これはホテル側で負担をしていただいている。何も今までしていなくてということではないと思います。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 実業界というのは結果が全てなんです。我々には結果しかないわけじゃないですか。理由は幾らでも作れますよ、結果的には何にもやっていない、1年間先送りする、10月から3月までは何もやっていなかったということです。最終的には1年半何もやらないことになりますよ。そういういいかげんな契約はどうしたんだと言いたいですね。これはいいです、次の方々もあるでしょうから。

新庁舎につきましてはぜひ、4か所の候補地がありますけれども、ここに議員ですけれども地質に明るい方がおるんで、その辺のアドバイスを受けながら、ボーリング調査をやるべきじゃないか。何もやらないで、あっちがいい、こっちがいいとか、金がかかるとか、かからないとかいうのはないと思うんでね。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） ボーリング調査については、近くの施設等勘案しながら一応めどをつけたい。実際に決まってからは確実にやらなければならないことなんです、その前に、4か所やる経費、そういうものはちょっと控えたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） これから市が発注する建築物というのは、どんどん入札不調になると思うんですよ。新庁舎にしてもそうだと思うんですけど、これに対してどのように行政としては対処していくつもりですか。入札期間だけじゃなくて、今度、施工期間もどんどん延びているというのが今の現状なんでね。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 滑川議員のおっしゃるとおり、入札不調というのはだいぶ目立ってきております。しかし、この庁舎については耐震度が非常に低くて、それと防災面、何か有事の際の防災的機能がございませんので、そういうことからできるだけ早く進めたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。では、一番最後なんですけれども、これはちょっと違うかもしれないんですけれども、旭市の保育料については、所得が最も多い階層、要するに限度額、最高額ですね、県内を比較しますと、旭市はゼロ歳、1歳、2歳、これで4万3,000円で県下で3位です。3歳児で2万6,000円で5位、4歳・5歳児でやはり2万6,000円で15位、ゼロ歳から5歳児までの総金額をトータルしますと、20万7,000円で県下第2位なんですよね。これは1位というのは白子町、白子町は16万5,000円、匝瑳市は5位の22万1,000円、銚子市は48位です。53あるんですけれども、下から数えて早い、30万7,700円です。子育て支援課というのが育てやすい町をPRし、人口減に歯どめをかけるための課だと思うので。また、保護者の多くの方々は、この旭市がたくさん補助していますよということを気づいていないと思うんですよ。そういうことを含めまして、機会のあるごとに市の内外や住居の保育所とか保育園の父兄の皆様にやはりアナウンスすべきではないかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） 今保育料等の関係から、旭市が子育てしやすい市だということで皆様にアナウンスするべきじゃないかというご助言いただきました。市としても、子育て支援のほうは今一生懸命やっているつもりでおります。市の単独事業で、いろいろな補助事業、施策も実施している中で、ただいま議員ご提案ありましたように、こういう子育て支援施策をやっているよとか、こういういい面があるよとか、旭市のいい面について、いろいろな場面でPRをしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 今の話はこの後がありまして、先ほどの2,918円ですか、これは中央病院にかかる人だけしか払えないんで、その辺も含めまして、もっと子育て支援課で考え

ていただいて、ほかの方々でももっと安くかかれますよとか、中央病院でなくちゃしょうがないよというお子さんがおりましたら、その辺に対する優しさも県下2位の安い保育料を表明している旭市なもので、お願いできればと思ってお話ししたわけですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口訓子） どうも保育料に例えてありがとうございます。ただ、この子ども医療費は、この助成は保険適用の範囲内で実施するという県の補助を受けて実施している事業でもございます。あと、参考までにご通告いただいてから、ちょっと千葉市のほうに問い合わせいたしまして、千葉市でも大きな市立病院がございますけれども、やはりこの子ども医療費では、保険適用以外は助成の対象とはしていないということで情報をもらっております。県のほうにもちょっと聞いてみたんですけれども、選定療養費の子ども医療費助成はあまり聞いたことがないと聞いておりますけれども、そうはいいいましても今、滑川議員からご質問いただきました、少しでも旭市が子育てに優しい町になるように、そういったことも目指して今後こういった県内他市の状況等も把握した中で考えていけたらいいのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 答弁どうもありがとうございました。

終わります。

○議長（高橋利彦） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 林 晴 道

○議長（高橋利彦） 続いて、林晴道議員、ご登壇願います。

（1番 林 晴道 登壇）

○1番（林 晴道） 議席番号1番の林晴道でございます。

平成26年度も始まり、2カ月が過ぎました。消費増税を柱とする社会保障と税の一体改革関連法案の施行により、4月から消費税が8%に引き上げられました。至るところで商品やサービスの価格改定が行われ、3%の重みを感じている人が多いのではないのでしょうか。増税直前の2月、3月には、日本中が駆け込み需要に沸き、生活に必要な日用品が買いためさ

れたのはもちろんのこと、購入予定のあった高額商品を前倒しして購入する動きもありました。その結果、4月からの消費者の購買力の低下により、地方では景気が低迷している状況が続いています。事業を行っている経営者などの皆様には大変なご苦勞があると思われます。

それでは、通告の順序に従いまして、大きく3項目、8点の質問を市民の命と幸せが一番との観点からお伺いいたします。

当議会一番下議員といたしまして、しっかりと底上げを図ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、執行部の方々におかれましては、僕のような行政初心者にも分かりやすい答弁をお願いいたします。

1項目め、旭中央病院について。

(1) 経営状況について質問いたします。

自治体病院の経営悪化が最近特に注目されています。経営母体である自治体そのものの経済状況の悪化に伴い、一般会計からの繰り入れがままならない状況で、病院の継続が危うい状態にあるようです。しかしながら、総合病院国保旭中央病院は、開院以来黒字経営で、全国有数の優良病院だと思います。昨年は、退職手当組合負担金の約11億円が減免され、市からの繰入金も交付税算入分に加え、市役所分の退職手当組合負担金減免分の7億円も追加で繰り出されており、経常利益は大幅に上がっているものと思われます。

そこで、平成26年度の決算見込みについて質問いたします。

患者数、総収益、総費用、純利益、借入金残高、現金預金の状況についてお伺いいたします。

(2) 医師確保等について質問いたします。

昨今、全国規模で医師不足が騒がれておりますが、平成20年度と比較して平成26年度4月1日時点の医師数について質問いたします。

また、旭中央病院でも医師確保が課題となっておりますが、どのような診療科で医師が不足しているのか、お伺いいたします。

2項目め、市職員について。

(1) 職員等の採用について質問いたします。

本市は合併して10年を迎えますが、合併の目的の一つとして職員数、人件費の削減がございました。合併前の1市3町の合計職員数と平成26年度4月1日現在の消防職員、病院職員を除く職員数、一般事務職と技術職の内訳と男女比を質問いたします。また、平成25年度の

臨時職員数を併せてお伺いいたします。

(2) 職員の人材育成について質問いたします。

日ごろより職員の方々には、旭市、ひいては市民のためにご尽力いただいているものと感謝いたしております。職員は業務を遂行する上で幅広い業務知識や高い実務能力が要求されることと思われます。そこで、職員に対しましてどのような人材育成を行っているのか、お伺いいたします。

(3) 職員人事異動等について質問いたします。

今定例会でも、4月の人事異動で新しく課長になられた方々のご紹介をいただきました。職員は毎年定期異動が行われると思いますが、人事異動の種類とその利点についてお伺いいたします。

3項目、市の財政状況等について。

(1) 一般会計決算の状況について質問いたします。

出納閉鎖で平成25年も終了いたしました。今後、決算の整理が行われ、詳細な数値が報告されると思いますが、平成25年度末の一般会計の起債残高、基金残高について質問いたします。

また、平成25年度と24年度の決算で、起債償還額に対して交付税算入見込みの額についてお伺いいたします。

(2) 財政指標等について質問いたします。

財政状況を判断できる指標で、実質公債費比率と将来負担比率について、直近の数値と県内における順位をお伺いいたします。

(3) 今後の財政運営について質問いたします。

平成25年度の決算の見込みが市長の政務報告でございました。現在の旭市の予算規模は人口に比較すると非常に大きいと感じています。そこで、合併前の平成16年度、4団体の合計歳入歳出決算額と実質収支額について質問をいたします。

また、近隣自治体の状況について分かりましたらお伺いいたします。

以上、3項目、8点の質問をいたしました。

なお、再質問につきましては自席で行わせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利彦） 一般質問は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時15分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、一般質問を行います。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、林議員のご質問、1番の旭中央病院について。

（1）の経営状況についてお答えいたします。

直近の決算状況ということでございますので、25年度の決算見込みの数字でご回答させていただきますと思います。病院事業収益につきましては361億7,900万円、病院事業費用につきましては353億2,600万円、純利益につきましては8億5,300万円でございます。

また、借入残高ということでございましたので、3月31日現在の企業債の残高につきましては286億8,200万円、また3月31日現在の現金預金残高につきましては101億2,500万円でございます。

また、年間の延べ患者数でございますけれども、入院が26万9,408人、外来が72万8,817人でございます。

○副議長（平野忠作） 病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 私からは、1項目め、旭中央病院についての（2）医師確保等についてお答えさせていただきます。

医師数と医師の不足している診療科についてのご質問ですが、最初に平成20年度と平成26年度の4月1日時点の常勤医師数についてお答えいたします。

平成20年4月1日時点で248名、平成26年4月1日時点で240名でございます。

次に、医師不足となっている診療科についてですが、現在ホームページ等で院外公募を行っている診療科は、全部で16の診療科がございます。そのうち特に重点的に募集活動を行っている診療科は、呼吸器内科、乳腺外科、リハビリテーション科、放射線診断科の4科となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 2番目の市職員について。（1）職員等の採用について、職員の人材育成等について、職員の人事異動について、この3点について順を追って説明させていただきます。

まず職員の採用についてですが、この中で質問5点ほどございました。

まず1点目として、合併前の1市3町の職員数、2点目として、平成26年4月1日現在の消防、病院職員を除く職員数、3点目として一般行政職と技術職の内訳、4点目として男女の比率、5点目として平成25年度の臨時職員について、この順でご回答いたします。

まず1点目、合併前の1市3町の職員数は847名です。男女の比率は調べてございません。

2点目として、平成26年4月1日現在の消防職、病院職を除く職員数の人数は583名、この数字については、全国的な定員管理調査数でございます。

3番目として、一般行政職395名、そのほか技術職ということですが、技術職の中にも三つに分けてみます。まず、本来から技術職という建築、土木、保健師など61名、専門職、調理員とか用務員が39名、保育所の保育士88名、そういうことで、全体で583名でございます。4番目として、男女の比率は男56.3%、女子43.7%です。5番目として、平成25年度の臨時職員数については、社会保険加入者ベースで申し上げますと109名でございます。

では、（2）のどのような人材育成を行っているかについてですが、市の人材育成については旭市人材育成基本方針を策定し、目指すべき職員像として、「自ら学び、考え、行動する職員」とし、基本方針に基づく取り組みを実現することで職員の資質の向上を図り、組織力を高め、最大の目的である市民サービスの向上に努めているところでございます。新任職員については、4月に新任職員研修、内部研修として市長講話、職員の心構えや服務、消防署での規律訓練を行い、東総地区広域市町村圏事務組合が実施する研修では、公務員倫理、地方自治制度、公務員制度、地方財政の研修を行っております。そのほかには各職責、階級ですね、職責に応じた研修を、初級職員研修、中級職員研修、監督者研修、管理監督者研修、課長補佐研修、課長研修などを受けております。

また、市役所内部では、一般職の人事考課と課長職の人事考課を実施しております。

それでは、3番目の職員の人事異動について。

人事異動の種類とその利点についてでございますが、人事異動については毎年4月に定期的に人事異動を行っております。人事異動には主に、昇格、配置替え、県などへの派遣等が

あります。また、新規採用、それから退職などもその一つでございます。人事異動の利点、目的としましては、組織の活性化、組織の効率化、人材育成でございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 財政課長。

○財政課長（林 清明） それでは、市の財政状況等についての３点のご質問にお答えいたします。

初めに、一般会計決算の状況についてということで起債残高と基金の残高についてです。平成25年度末の起債残高は約277億300万円で、起債残高は年々増えている状況ですが、合併特例債等、交付税算入のある有利な起債を主に活用することで、市の実質の負担割合は全体の18.6%と低くなっております。

次に、基金残高ですが、約116億3,500万円で、そのうち財政調整基金は約52億4,500万円となっております。25年度決算において、起債償還額25億7,497万円に対し、交付税算入額は19億6,502万円で、平成24年度は、同じく起債償還額30億3,026万円に対し、交付税算入額は18億3,558万円となっております。

次に、財政指標等についてということで、実質公債費比率と将来負担比率の直近の数値ということでした。実質的な借金である公債費が財政に及ぼす負担割合を示す実質公債費比率については、平成24年度決算で13.2%となっております。県内36市中33位であります。自治体が将来負担すべき実質的な負債額が、その自治体の財政規模に占める割合を示した将来負担比率については83.2%となっており、県内36市中29位であります。

それから３点目、今後の財政運営についてということで、合併前の１市３町の決算額と実質収支額、それから近隣の決算額の状況ということでした。合併前の平成16年度の旧１市３町合計の決算額は、歳入で257億4,000万円、歳出で243億4,000万円で、実質収支額は11億7,000万円でありました。近隣３市の24年度の決算額は銚子市から申し上げますと、歳入が257億円、歳出が254億6,000万円で、実質収支は２億2,000万円、匝瑳市は歳入147億2,000万円、歳出140億4,000万円、実質収支は６億1,000万円、香取市は歳入394億6,000万円、歳出356億9,000万円で、実質収支額は29億8,000万円となっております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○１番（林 晴道） １項目めの旭中央病院について。

（１）経営状況について再質問いたします。

旭中央病院は開院以来、黒字経営を維持されています。年々総収益は伸びていますが、外来・入院患者数は年々減少傾向にあるようです。そのため、患者1人当たりの収益は伸びていると思いますが、再整備前の平成20年度と比較して、25年度の外来・入院患者数と事業収益がどのように推移しているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（土師 学） それでは、ただいまのご質問です。20年と25年、25年の決算見込みと20年との比較でご回答申し上げます。

20年度と比べますと、事業収益で56億300万円増加してございます。

また、患者数につきましては年間延べ患者数で、入院が4万6,311人減少、外来が10万7,879人減少しているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） そのような原因はどのようなものが考えられるのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 患者数が減少している、それから収益が伸びている原因は何かというご質問でございますけれども、最初に患者数が減少している理由につきましてですけれども、主に精神科の入院患者数の減少によるものでございます。旭中央病院では、現在患者の自立支援を推進し、できる限り在宅への移行を進めてまいりました。その結果、減少したものでございます。

また、外来患者数の減少は、1回にお渡しする投薬量を増やすなどして来院回数を減らすなどした結果、減少したものと考えております。

次に、収益の増加の理由ですけれども、外来の収益増は従来入院で行ってございました抗がん剤治療を外来で実施する外来化学療法、これを大幅に増やしてまいりましたことによるものと考えております。

また、入院に関しましては平成22年の診療報酬改定で、旭中央病院のような急性期の病院に手厚い改定がなされたこと、それから7対1看護基準の取得等の要因で大幅な収益増となったと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 市では行政改革などを推進し、健全財政を目指しています。病院は独立採算で経営を行わなければなりません、無駄な経費を省く対策など、どのような経営改革を行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） どのような経営改革を行っているのかというご質問でございますけれども、当院では国の方針や診療報酬改定に照らして、従来から病院のあり方について検討を重ねてまいりました。医療の質向上と経営の質向上の両面からの基本方針を策定いたしまして、現在それに沿った取り組みを進めているところであります。特に経営の質の向上、すなわち経営改革の面ではDPC対策、包括医療の関係でございますけれども、それから後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の使用の促進、高額医療機器の稼働率アップ、予算、実績の管理を重点テーマとして取り上げ、各テーマとも副院長や院長補佐をリーダーとするプロジェクトチームを中心に、目標達成に向けて日ごろ進めているところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、（2）医師確保等について再質問いたします。

医師不足のため、病院では人材紹介会社によるリクルート活動等の医師確保対策を実施しているようですが、平成25年度における費用及び具体的に確保できた人数について質問いたします。

また、本年度の活動予定についてもお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 平成25年度の人材紹介会社への委託費と実績及び本年度の事業につきましてのご質問ですけれども、平成25年度におきましては人材紹介会社と契約いたし、医師が不足している診療科の特に中堅以上の医師のリクルート活動を行ってまいりました。費用といたしましては活動費と成功報酬を合わせて922万円であり、これによりまして平成25年度中に採用に至った医師は2名でございます。

平成26年度におきましても、引き続き同様の委託を行っておりまして、活動費と成功報酬を合わせて4,200万円の費用を予算計上しております。見込みとしては6名の医師の採用を

見込んでおります。

なお、このうち既に今年度と来年度に1名ずつ、計2名の採用がほぼ内定しており、今後さらに多くの医師が確保できるよう適切に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） どの自治体病院でも医師確保が叫ばれていますが、医師を長期的に勤務させるためには、地元出身の医師を確保することができればよいと思います。大学医学部の費用も膨大にかかると聞きます。地元の学生に対する奨学資金等、何か取り組みを行っているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（飯塚正志） 医師確保のための地元の学生に対する支援等についてのご質問でございますけれども、将来、当東総地域に残って医師として医療に従事していただく人材の育成を目的に、昨年度より医師職業体験プログラム、これ名前は「医師への夢応援セミナー・ASAHI～医師の仕事と病院を知ろう～」という名前のプログラムを実施しております。

医学部進学の実績のある近隣高校の医学部受験希望者を対象に参加者を募集し、昨年は六つの高校から32名の参加がありました。今年度も、昨年度に引き続きまして7月27日の日曜日に実施することとしておりまして、現時点で約20名の高校生の参加を予定しております。

また、奨学金につきましては、現在、当院として医学生に対する独自の奨学金制度はございませんけれども、県や他の病院で奨学金等を実施しているということも伺っておりますので、それらの状況とか効果等を含め、今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 医師確保に多額の費用を費やしても効果を得ることは大変難しいようです。市としても病院と一致協力をして奨学金等の検討ができないものか、要望させていただきます。

続きまして、2項目めの市職員について。

（1）職員等の採用について再質問いたします。

近隣自治体の匝瑳市、銚子市、香取市の職員数と臨時職員数が分かりましたら質問をいた

します。また、人口に対する職員数の割合についてお伺いをいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） それでは、近隣の一般事務職と技術職の人数、また臨時職員数、それと人口に対する職員数の割合というご質問にお答えいたします。

まず、他の団体と比較するために、平成25年度地方公共団体定員管理調査というのがございまして、その合計数から病院の職員数、消防の職員数、銚子市は高校がございまして、高校の職員数、それと各保育所、これは地域性がございまして保育所の数が非常にばらつきがございまして、保育所を除きまして、職員数を近隣の市に置き替えてみました。

そこで、旭市は490名、匝瑳市が271名、香取市が630名、銚子市が468名、人口1万人当たりの職員数で見ると、旭市が72.3名、匝瑳市が68.7名、香取市が76.1名、銚子市が69.9名でございまして。近隣は、ほとんど職員の人数に差がないことがこれでお分かりになると思います。また、臨時職員の他団体の人数については把握してございませんので、よろしくお願ひします。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 臨時職員の経費は人件費に含まれていないと思うので、人件費が少額でもトータルで見て費用対効果が得られるのか、考える必要があると思います。本市では多数の臨時職員を採用していますが、臨時的に業務を行うときに採用する者が臨時職員で、常時職員が必要ならば正規の職員を採用するべきと考えますが、最終的に必要な職員の人数は何人くらいなのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 臨時職員が常時必要であるならば正規の職員を採用すべきというご質問ではございますが、現在、臨時職員については、社会保険加入者の臨時職員が109名でございまして。12課に任用されております。

業務としては、正規職員の補助的な業務や単純労務、また時期的に業務が集中するときに人手不足を補うための臨時職員でございまして。そういうことを考えますと、次期定員適正化計画で市民サービス、市の財政状況、近隣の自治体の状況等を勘案して、あるべき職員数について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） （2）職員の人材育成等について再質問いたします。

職員の方々は、さまざまな方法で人材育成を行い、知識、能力を身につけていることが分かり、安心いたしました。今月からは、夏期に環境省が中心となって行われる環境対策などを目的とした衣服の軽装化、クールビズが9月まで取り入れられています。知識、能力を身につけることも大切ですが、同時に、市民に対する接遇対策も大変重要と思います。そこで、接遇に関してどのような対策をとっているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 接遇に対してどのような対策をとっているのかというご質問でございます。市として窓口・電話対応診断を実施しております。診断フォロー研修を行い、市民に対する接遇マナーの向上に努めております。

また、仕事に臨むマナー、服装、身だしなみ、お客様への対応マナー、電話対応マナー、職場内の基本マナーなどを記載した旭市役所職員マナーブックを作成し、サービスの向上に努めております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） では、（3）職員の人事異動等について再質問いたします。

定期人事異動では、何年をめぐに職員全体の何割が異動しているのか、質問をいたします。

また、市民に分かりやすい、使いやすい、立ち寄りやすい役所にするための、それらのお考えをお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（堀江通洋） 定期人事異動は何年をめぐに職員全体の何割を行っているのかというご質問でございます。人事異動は毎年行われております。職務経験3年から5年以上の職員を対象に行っております。割合といたしまして、毎年、職員全体の2割から3割程度でございます。

また、立ち寄りやすい市役所にするためにというご質問ですが、あいさつというのは非常に重要です。生活していく上でマナーの基本であります。市民は市役所を選ばません。気楽

に来庁できるよう、常日ごろ課長会議等で、あいさつと市民に声かけを職員に徹底するよう周知をしておるところでございます。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今後ともご尽力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

3項目めの市の財政状況等について。

（1）一般会計決算の状況について再質問いたします。

市では、有利な起債を起こし、交付税に算入される割合が高いと思いますが、交付税は国の出口ベースでは増額されていないのが現状です。今後も有利な起債を起こして、交付税に算入される割合が高くなっても、ほかの算入費用が減額され、トータルでの交付税は大幅に伸びないものと思います。合併特例期間も終わりに近づき、今後の交付税の状況についてお伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 今後の交付税の状況についてということでお答え申し上げます。

交付税につきましては、先ほど高橋議員の質問にもお答えしましたが、28年度以降、合併による特例措置が段階的に縮小され、33年には本来の算定に戻るということで大幅に減額になることが決まっております。

一方で、先ほども申しましたが、総務省において、合併後の市町村が抱える行政課題に対する一本算定の底上げ策、これが検討されておまして、普通交付税縮減幅が緩和されるといような可能性が出てまいりましたので、国の動向に注意してまいりたいと考えております。

もう1点、出口ベースのお話がありましたが、地方公共団体に必要な交付税の総額については、今後も何らかの形で確保されていくものと考えておりますが、交付税の総額が仮に頭打ちになった場合でも、交付税措置のある有利な財源を活用していることによって、その増分の占める割合を確保して、減る分をできる限り少なくしたいと、そのように考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 交付税も大幅な増額が見込めません。基金残額は多くなっていますが、

起債残額は減少傾向にない中で、今後の起債の発行についてはどのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） これも繰り返になってしまうかもしれませんが、起債の発行に当たっては中・長期的な視点に立ち、市の標準財政規模や将来負担などを勘案し、適正な発行額に努めるとともに、交付税措置がなされる合併特例債等の有利な起債の活用をできる限り図っていきたい、そのように考えております。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） （2）の財政指標等について再質問いたします。

財政指数的には問題ないように感じられますが、県内、市の中では下位で、とても安心とは言えない状況です。健全財政を運営していかなければならないと思いますが、今後どのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、順位は確かに下位のほうに属していますが、国の示しているイエローカードというか、指導を受けるところとはだいぶ離れているということもご理解いただければと思います。実質公債費比率に関しましては、23年度の14.9%と比べまして1.7ポイント、議会への報告及び公表が義務化されました平成19年度決算の19.2%と比べると、6.0ポイント改善しているということもあります。

それから、将来負担比率においても、23年度は103.9%、これに対しまして20.7ポイントよくなっております。平成19年度決算の121.7%と比べまして、38.5ポイントと大幅に改善している状況であります。合併による交付税の特例措置が終了する平成33年度以降の財政運営においても、これらの健全化比率が悪化することのないよう、健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 健全化判断比率の実質公債費比率、将来負担比率は一般会計のみの起債残高ではなく、市の全ての借入金に対するもので、県内各市においては改善傾向にあるようです。本市では、今後も、庁舎建設事業などの大きな事業を伴う起債の発行が予定されていると思われます。将来に不安を与えないような財政運営を行わなければならないと思います。

が、いかがでしょうか。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） ご指摘のとおり、健全で持続可能な財政運営、これを行っていくために、今後も引き続き収支の均衡を基本に将来の財政負担の軽減を図るとともに、さらなる歳入の確保、それから歳出の適正化に向けた行政改革等に積極的に取り組んでいきたい、そのように考えております。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） （3）今後の財政運営について再質問いたします。

本市と同じく、合併した近隣自治体でも、予算規模にだいぶばらつきがあるようです。合併の目的の一つに、個々の自治体が行ってきた管理業務を一つに集約することにより、経費を削減することができるとありました。

日本経済はバブルの崩壊から立ち直ろうとしています。震災による復興事業予算も多少影響はあると思いますが、今の旭市はまさにバブルの状態です。今後適切な予算規模をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 適切な予算規模はどのように考えているかというご質問ですが、まず旭市の決算が大きくなっている理由、これは新市建設計画や基本計画に基づいた合併関連事業の実施に加えて、平成23年3月に起きた東日本大震災により、未曾有の被害を受けた被災地として、これの災害復旧・復興関連事業による費用増が大きな要因となっております。

また、震災による被災地として市民の安全で安心な新たなまちづくりなど、市の行政需要が常に変化していくように、類似団体のそれぞれの市の行政需要もさまざまであり、当然予算規模についてもそれぞれ異なることとなっておりますので、市町村の妥当な予算規模、旭市の妥当な予算規模というのを今設定するのは非常に難しい状況だというふうに考えております。

今後は、経常的経費の見直しや事務事業の選択と集中、これらにより効率的な行政運営を図るとともに、最少の経費で最大の効果を上げられるよう継続的な行財政改革を進めていく必要があると考えております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 急に予算規模を縮小することはできないと思いますので、市民が市の経営状況を心配しないでよい財政運営をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。大変ありがとうございました。

○副議長（平野忠作） 林晴道議員の一般質問は終わります。

◇ 太 田 將 範

○副議長（平野忠作） 続いて、太田將範議員、ご登壇をお願いします。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。ただいまより一般質問を行います。

大きく取り上げまして、大きく三つ、小さくは八つの項目で質問をいたします。

一つには、地域の交通行政について質問いたします。

高度経済成長のときから、車に過剰に依存するマイカー社会あるいはモータリゼーションの社会に突入して現在に至っております。モータリゼーションは地域の経営機関の経営を悪化させ、鉄道やバス路線の休廃業につながり、その結果、地域の移動困難者が発生して問題になっております。

また今後、高齢化が進み、運転免許証等の返納が増加することが考えられ、交通弱者が大量に発生すると考えられます。これらの住民は就業に伴う通勤、就学に伴う通学、病院にかかるための通院あるいは買い物などが困難となり、バス路線が廃止になると、五、六年後にはその沿線の集落が消滅し、廃村につながっていく、こういう状況が日本全国で広がっております。地域の公共交通、これは民間のほうも含めますけれども、これが消滅しますと、地域の過疎が急速に進み、地域社会の崩壊につながっていきます。公共交通は地域住民の福祉、医療、教育などの諸政策を効果あらしめる共通の土台となるインフラであり、住民生活に不可欠な役割を担っていることを認識することが大切だと思います。

こうしたことから旭市では、合併以前より、旧1市3町で独自の生活交通が営まれて今日に至っております。このように住民の交通権を保障する公共交通システムを整備することが自治体の大きな仕事だと思います。こうした自治体の責務について十分に考えた上、市長に次のことをお尋ねいたします。

生活交通のあり方についての考えをお尋ねします。

2番目に、次に、担当課よりコミュニティバスの運用状況についてお答えください。

3 番目として、最近各地で導入が進んでいるデマンドタクシー等について、県内の導入状況についての報告を求めます。

大きな項目の 2 といたしまして、教育行政について質問いたします。

(1) 義務教育における全国学力・学習状況調査について。

通称学力テストの結果が学校ごとの公表が可能となりました。昨年、旭市の一般質問に対する答弁では、学校ごとの点数等の公表は行わないとのことでした。安倍政権は学力テストを悉皆、全てですね、調査を行う方向を強めようとしております。こうした方向が強まると、教育現場はテストに振り回され、テストのための過度な競争が教育現場に持ち込まれることが心配されております。

1 番目として、昨年の議会答弁と今年は答弁に差が出てきているのか同じなのか、お尋ねしたいと思います。また、学校教育の現場の中で、学力テスト対策として何かカリキュラムとか、そういったものが組まれているのかどうか、お尋ねいたします。

2 番目として、環境・衛生学習についてということです。

学校教育の現場の中で、ごみ行政についてどのような取り組みが行われているのか、ご回答ください。

ごみの減量化や 3 R、ゼロ・ウェイストなどの理念などはどのように教えているのか、お答えください。また、焼却場の見学等、分別収集について、学校現場での取り組みについてお尋ねいたします。

(3) 就学援助について。

就学援助についての制度の説明と、全国でどれだけの学生・児童さんが利用しているのか、あるいは千葉県平均、旭市の状況について説明してください。

また、就学援助の募集のお知らせなどをどの程度行っているのかお答えください。仮認定を行っているのかどうか教えてください。

旭市では、受給世帯は生活水準と、それに準じた世帯となっておりますけれども、引き上げは考えているのかどうか。また、本年 4 月に、消費税率の引き上げと生活保護基準が引き下げられておりますが、就学援助の支給について、制度の対策を行ったのかどうか、お尋ねいたします。

(4) として、地方教育行政法改正案についてお尋ねします。

この法案の中身について、大ざっぱな説明を担当課よりご説明をお願いいたします。

次に、広域ごみ処理行政について。

現在、東総広域で行われております焼却施設の選定経過についてお答えください。

2番目として、最終処分場について、どのような過程で決まったのか、お答えください。

以上、ここでの一般質問は終わりにしまして、自席での質問とさせていただきます。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（伊藤 浩） それでは、大きな質問の1ですね。地域公共交通行政についてのうちの（1）地域生活交通の市の考え方、（2）コミュニティバスの利活用の状況について、（3）デマンドタクシーの県内状況についてということでお答え申し上げます。

まず、地域生活交通のあり方について、基本的に地域の生活の足の確保や地域のまちづくりの観点から、また地方分権推進の流れもありまして、地方公共団体がより主体的に関与していくことが強く求められていると考えております。また、少子高齢化が進展する中で、将来に向けて公共交通を地域の足として確保しておくことがますます重要となってくると考えております。

コミュニティバスの利活用と状況について申し上げます。

旭市コミュニティバスは、自ら移動手段のない交通弱者の方に対する病院や駅、公共施設などの移動手段の確保や公共交通が存在しない交通空白地域を解消するため運行しております。ルートにつきましては、合併前の旧市町単位で大きく4ルートになっております。バス5台で運行している状況です。運行日は年末年始を除き毎日です。運賃は1利用につきまして100円となっております。市の財政負担は、平成25年度決算見込みとしまして4,338万6,692円となる予定です。

続きまして、利用実績です。平成25年度利用実績は9万1,860人で、内訳といたしまして旭地区ルート2万9,899人、海上ルート1万1,637人、飯岡地区ルート3万2,354人、干潟地区ルート1万7,970人となっております。それぞれのルートの主な乗降実績としまして、旭中央病院、旭駅、干潟駅、飯岡駅、健康福祉センターなどに接続されたバス停での乗降客が特に多くなっており、コミュニティバスが通院や通学、それと通勤に利用されておる状況であります。

続きまして、デマンドタクシーの県内状況ということでお答え申し上げます。

県内でデマンドタクシーを導入している自治体の現状についてですが、平成25年度末において、県内で54市町村のうち15市町となっております。近隣では山武市、東金市、香取市が導入しております。また、自治体のデマンドタクシーの実態につきましては、運行区域の設

定について、全区域を対象とする場合や一部の地域を区切って運行するなど、各市町で地域に応じたさまざまな手法で行われておる実情です。

一方で、実証運行を行った後に廃止に至った自治体も数か所あると聞いております。廃止の原因につきましては、当初の見込みより利用者が見込めないことや、デマンドタクシーが地域性になじまないことなどの理由があったと聞いております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 学校教育課長。

○学校教育課長（石見孝男） それでは、教育行政につきましての（１）番、義務教育における全国学力・学習状況調査についてお答えいたします。

本年度は４月２２日火曜日に行われたところでございますけれども、結果につきましては、８月下旬ごろに、文部科学省から市内の各学校の状況と調査に参加した児童・生徒一人一人に対し、個人票が提供されることとなっております。

また、調査結果の公表につきましては、この調査の目的が学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習指導の改善に役立てること、この調査で測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないこと等を踏まえまして、学校の序列化や過度な競争が生じないようにするなどの教育上の効果や影響等を考慮し、学校現場の意見、そして教育委員会の意見を踏まえまして、旭市としては、個々の学校名を明らかにした結果の公表はこれまでどおり行わない方針でございます。

次に、学力向上に向けた対策についてお答えします。

本市では、市教育委員会では授業改善に向けた教職員研修会の実施、授業を通して指導力を高めるための学校訪問の実施、きめ細かな指導のための教諭補助員の配置などに取り組んでまいりました。また、「テレビっ子から学びっ子」のキャッチフレーズのもと、平成２２年度から行ってきた家庭学習の習慣化の取り組みにつきましては、小学校６年生を例に挙げれば、昨年度は、この取り組みを開始した平成２２年度に比べ、学習時間が１日当たり１０分程度増加するなど、全ての学年において１日の平均学習時間が増加し、徐々にその成果を上げていくところでございます。

これらの取り組みに加え、今年度は学力状況調査の結果について、旭市としてのより細かい分析に取り組み、学力の概況や問題ごとの課題、指導改善に向けたポイントなどをまとめ、学校訪問や校内研究会を通して、各学校を指導してまいりたいと考えております。

また、学力の向上を目指して、家庭への啓発なども進めてまいりたいと考えております。

続きまして、（２）環境・衛生学習についてお答えします。

小学校学習指導要領では、第４学年の社会科におきまして、廃棄物の処理について調べ、地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立つ仕事があることを学習することとなっています。具体的な内容といたしましては、子どもにとって身近な家庭内でのごみの種類や量、分別のためのごみ袋の種類等について調べることから始まり、各家庭から出されたごみは収集車によってクリーンセンターに運ばれ、焼却等の処理がされていることを学びます。

また、空きかんやペットボトル、瓶などを分別収集することが、資源を再利用するリサイクルにつながることにについても学習しております。

学習に当たりましては、実際にクリーンセンターを見学いたしまして、ごみの量の多さやごみ処理に携わる人々の苦勞、ごみの減量化の必要性について、実感を伴って理解できるように指導しているところでございます。

このほかにも、長年にわたり海岸清掃に取り組んでいる海岸沿いの学校や、学校周辺のごみ拾いを定期的に行っている学校、そして旭・学び助成金によって地域に花を飾る活動に取り組んでいる学校など、学校の実情に応じた体験的な活動を通して、全ての児童・生徒が住みよい環境づくりについて関心を高められるよう指導しているところでございます。

続きまして、（３）就学援助についてお答えいたします。

旭市の就学援助費の支給状況等についてお答えいたします。

平成25年度につきましては、小学生は113名に支給しており、就学援助率は3.18%、中学生は76名に支給しており、就学援助率は4.17%となっております。国・県の状況につきましては、最新のデータが平成24年度のものとなりますが、国の就学援助率は15.64%、千葉県は8.58%、旭市は4.71%となっております。

周知方法につきましては、就学援助費制度につきましては、市のホームページ、広報、子育てガイド等へ掲載しているほか、これまで新１年生の就学時に周知していた機会を拡充いたしまして、平成24年度からは学校を通して全ての保護者へ、学校生活で必要な手続き、教育相談のお知らせという資料を配布して周知を図っているところでございます。

続きまして、仮認定につきましては、旭市におきましては５月中には認定作業を完了している状況でございます。また、認定が７月になるなど、遅くなる市町村につきましては仮認定制度を導入しているケースもあるようですが、旭市では、仮認定の導入は現在のところ考えておりません。

支給対象についてのお尋ねでございますけれども、生活保護世帯とそれに準ずる程度に生活が困窮している準要保護世帯を対象としております。生活保護基準額に乗ずる倍率につきましては、生活保護基準額に1.3倍で計算をしているところでございます。

もう一つ、最後に、消費税の変更に伴う市の支給額の補正につきましては、消費税率が5%から8%になった分に対しまして、国庫補助単価の見直しに合わせて増額改定をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、2番目の教育行政について、その（4）地方教育行政法改正案について、法案の中身の大きな説明をということでしたので、庶務課のほうから説明させていただきます。内容につきましては幾つかありますので、主なものを中心に説明したいと思います。

まず、趣旨でございますが、教育の政治的中立性・継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行うということです。

中身ですが、大きく分けて4点ございます。

まず1点目の教育行政の責任の明確化、ここの部分では、まず教育委員長と教育長、今2人ございますが、一本化した新たな責任者、新教育長を置くということです。教育長は首長が議会同意を得て直接、任命、罷免を行う、それから教育長の任期ですが、3年となります。ほかの委員は同様4年です。

それから、二つ目の改革の主なものとしましては、まず、目的は総合教育会議の設置、大綱の策定というところになります。ここでは、首長は総合教育会議を設ける。会議は首長が招集し、首長、教育委員会により構成されます。首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して教育の振興に関する施策の大綱を策定するというふうにされています。

三つ目の改革ですが、国の地方公共団体への関与の見直しということで、いじめによる自殺の防止等、児童・生徒等の生命または身体への被害の拡大または発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するという改革がされます。

その他でございますが、現在の教育長ですが、委員としての任期満了まで従前の例により在職するということになっております。

施行期日が平成27年4月1日となっております、5月20日に衆議院を通過し、現在、参議院で審議中ということです。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、3の広域ごみ処理行政についてのご質問にお答えをいたします。

（1）焼却施設の選定経過についてでございますが、東総地区広域ごみ焼却施設建設検討委員会のほうから、平成25年3月19日にシャフト式が妥当であるとの答申が東総地区広域市町村圏事務組合のほうにございました。答申をいただいてから約1年をかけて、組合議会の皆様との意見交換や協議が行われております。

そして、平成26年4月3日の首長会議におきまして、焼却施設の処理方式についてシャフト方式に決定をいたしました。

次に、最終処分場の選定についてでございますが、平成26年3月26日に東総地区広域最終処分場候補地選定委員会より、銚子市森戸町を候補地に選定した旨の報告がありました。これを受け、4月3日の首長会議におきまして、銚子市森戸地区を最終処分場候補地として決定いたしました。

また、これらの件につきましては、4月30日に開催されました東総地区広域市町村圏事務組合臨時議会において報告され、ご理解をいただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時30分

○副議長（平野忠作） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、太田将範議員の一般質問を行います。

太田将範議員。

○9番（太田將範） 地域の生活交通のあり方についてという1番目の（1）につきましては、満足のいくご回答を得られましたので、次の点に留意しながら、これからも頑張ってやってください。

旧1市3町の地域地域で、それぞれ今まで状況が違う形で生活交通が出てきたと思いますけれども、その辺の地域の方々の声を聞きながら、その地域に合ったシステムを構築してもらいたいと思います。その地域の声を聞いて、オーダーメイドの交通システム、こういったものをつくってってもらいたいと思います。

（2）につきましても、利活用についての状況についてはご説明をいただきましたので、多少こちらにも苦情が入っておりますので、簡単に紹介をさせていただきまして、今後の施策に反映させてください。

改善してほしい内容としましては、周辺部では、利用者が少なくて、大型バスで空気を運んでいるのではないんですかと、こういうような声がありました。

あと、病院での待ち時間が非常に長かったものですから最終のバスに乗れなかったということで、本数が少ないということと、利便性がそれほどまだよくないということが言われております。今の本数では、通勤通学で日常的に使うのには、やはり本数が少ないのではないかという、そういう声があります。あと、クラブ活動等で遅くなりますと帰るバスがなくなるというようなことも言われております。コースが長過ぎて、目的地への到着時間が長過ぎるというようなことも指摘されておりましたので、参考にしていただきたいと思います。

3番目のデマンドタクシーの導入についてということで、再質問させていただきます。

現在のコミュニティバスは、利用者の増大が見込める地域に集中して運行するという形で、コースを短縮して利便性を高めるということが必要なのではないかなと思うんです。そのことによって利用者数を増加させることが必要ではないかというふうに考えます。その上で、大型バスが空気を運んでいるという周辺地域では、絶対的な利用者の数が少ないのですからデマンド型、要するに玄関から目的地へ、目的地から玄関への利用可能な生活交通を整備したほうが合理的ではないか。市長の考え方をお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） コミュニティバスとデマンドタクシーの相違点でありますけれども、デマンドタクシーはより広い交通不便地域の対応が可能なことやドア・ツー・ドアに近いサービスが可能となることから、最寄りのバス停まで行かなくて利用できるということであり

ます。ただ、デマンドタクシーのためのシステム導入経費、維持管理費やオペレーター、人件費など設備投資が多額必要となることから、今のコミュニティバスに代わって空気を運んでいる地域にデマンドタクシーが果たしていいのか、費用対効果という部分も非常にこれから検討してみて、そのデマンドタクシーのほうがいいという結論、検討結果が出れば、またそういった方向も研究していきたいなど、そんなように今考えているところでありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） デマンド型のタクシーとコミュニティバスを組み合わせるようなシステムというのを考えたらいいと思うんですけども、デマンド型タクシーの場合ですと、民間の事業者の空きタクシーの利活用にもつながりますし、車両も小型化できますし、コミュニティバスほどのコスト的な費用はかからないんじゃないかと思います。そしてまた、地域の雇用も増えるということで、非常にあらゆるところでの利便性も高まりますし、検討したらよろしいのではないかと思います。

以上のことを要望いたしまして、次の教育行政について質問いたします。

義務教育における全国学力・学習状況調査についてのご回答は大変、ただ一言、旭市では公表しませんと言っていたければよかったんですけども、教育委員会のほうのご理解というのは、そういう形で大変すばらしいものがあるということだと思います。いいご回答だと思います。

それから、環境・衛生学習についてということなんですが、現在、東総広域のほうで予定されております、ごみ中間処理、要するに焼却、それから埋め立てですね、これにつきましては、現在よりも焼却量を増やすという計画です。分別もやらなくていいよという、そういう炉です。ですから、学校教育の現場でごみの減量化を訴えて、リユース、リサイクル、リデュースという考え方と、ゼロ・ウェイストという、そういう基本的な理念を学校の生徒さんたちに教えていながら、こういう大きな無駄な炉を作っているのかということは非常に問題かと思うんです。ですから、理念と行政がちょっとずれているんじゃないかと、そういうふうに思います。ただ、そのことは今回一般質問しましたのは、学校教育現場ではきちっとした環境行政に対する教育がされているということが確認できましたので、これも次に移らせていただきます。

就学援助につきまして質問させていただきます。

就学援助は、3年前ぐらいですか、1回質問しましたがけれども、そのころから見ると、

多少改善されている。しかしながら、全国平均で見ますと、やはりまだ15%の利活用が、千葉県では8%、旭市では5%を切るということで3分の1以下と。東京の下町では40%のところもあるんですね。ですから、非常にこの就学援助というのはいいい制度ですので、これからも積極的に利活用してもらいたいという要望を添えて質問とさせていただきます。

それから、地方行政改革案についてですけれども、これにつきましては教育委員会制度そのものが、教育長と一緒に、教育委員長と一緒に、それを市長が任命できるという形、そして先ほどの話ですと、教育大綱を作って、そこに全て盛り込んだものやっていくということになりますと、今までの教育委員会の制度ですと、教育委員会の自治権といえますか、教育というのは崇高な目的を持って運営されなければならないというふうに思います。人格の形成ということから、政治からの排除という、こういったものがあると思います。当然、行政からの介入も許されるものではないと思います。ですから、これにつきましてはの改正ですから、市長は今度の改正についてどのようなお考えをお持ちになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 教育改革制度を今衆議院が通って、参議院で継続審議中であるということもあります。国の施策として、国の方向性には地方自治体は従わなければならないと思いますけれども、私のあくまでも個人の考え方でありますけれども、この5年間、首長として頑張ってきたところでありますけれども、教育委員会の問題、やはり今回の改革のとおり、教育委員長と教育長は一本化したほうがいいという、私はそういう思いでいます。結局、教育委員の中でも政治的な中立はあくまでも、申し上げるべきではありませんけれども、中立は当然ながら当然であります。

そういった部分の中で、教育委員会の内部において屋上屋といいたいでしょうか、1回意見を出して、もう1回そういった教育委員長に意見を聞くという2段階の意思の流れでは、やはりスピード感がちょっと足りないのかなと。それと、また教育長が常勤でありますし、教育長が教育委員長に考え方を聞くということ自体が、やはり教育長の仕事を少し制限しているのではないかなというように思っていて、教育長にはあくまでも教育行政のトップに立ってもらいたいということが、私は必然的な流れだと、自分自身はそう思っているところであります。そういったことで今国の推移を見ながら、この改革に向かって私どもも準じていきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 市長が学校教育の計画、あるいはそういった考え方を教育大綱で決めることができるんですよね。それは、あくまでもはっきり言いますと行政の介入という形になると思います。学校教育というのは、やはり人格の形成ということから、そういったものとは全く別のところで、自治権を持ってやらなければならないというのが学校教育の根本であると私は思っております。ですから、今回の改正になりますと、教育長のところに権限が全て行ってしまうと。スピード感があるとかないとかというのは、行政の側ですから、教育長がいらっしゃればスピード感を持ってやれるはずなんです。教育委員会というのは、それとは別に、もっと高度なところの仕事をしなければならないというふうに私は考えますので、やはり現在の教育委員会制度そのものがないのではないかとこのように思います。

次に、3番目として、広域ごみ処理行政についてですけれども、経過につきましては、最終焼却場はシャフト方式を導入するということと、最終処分場が森戸地区に決まったよと。決まり方なんですけれども、それをちょっと調べてもらうのに、東総広域のほうに文書の請求をしたんですけれども、どういったことを共産党がやったかといいますと、4月初めの市長会の議事録を出してくれということをお願いしました。

それと同時に、決めたのはどういう形に決めたのですかと、その職務権限は何なのかというようなことを質問いたしました。それについての回答が多分、市長のところに管理者でありますので、出ていると思いますので、どのような回答があったのかお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 4月3日の首長会議の議事録は、首長会議は議事録を恐らくとっていないと思います。首長が腹を割って話をするということの中で、いろんなことも言うと思いますので、そういった中で、首長間で一番議論、議論というよりも重視したことは、やはり1年間かけて、ごみ処理建設検討委員会、民間の方々にやってもらったわけでありまして。その答申結果がそういったことで、シャフト方式で行くということが、答申結果が出ておりますので、その結果に従っていかなければいけないのかなというようなことが、首長会議では最重点として、みんなに合意をしていただいたところであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） お答えになっていらっしゃるんですよね。最終処分場と中間処理施設を選定したということが、どういう職務権限で行ったかということについての根拠を私は聞いているんです。ですから、その辺、二つの項目になっておりますけれども、最終処分場と中間処理施設は一緒に論議されていますので、全体で4回という形で一般質問させていただきます、よろしいでしょうか。その辺の職務権限についてどうなっているのかということをお聞きしたいんですが。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 職務権限ということにすぐ直結するということではありませんけれども、東総地区広域市町村圏事務組合の規約第4条におきまして、一般廃棄物処理施設の建設及び管理運営に関することを組合の事務としております。そしてまた11条では、「管理者は、組合を統轄し、これを代表するとともに組合の事務を管理し及び執行する。」ということから、焼却施設の処理方式及び最終処分場の候補地は、首長会議で職務権限で決定をしたということとであります。

○副議長（平野忠作） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 共産党の銚子市の市会議員団のほうに回答があったんですけども、そういう形で職務権限で決めたということになっておるんですけども、これはこれからの議会の運営につきましても必ず問題になってくることなんですね。と申しますのは、地方自治法で議会の議決権限ということがかなり変わってきておるんですけども、一つには、ここで言っている回答の中身は、こういうことなんです。職務権限で市長が、管理者が決めた、決めたことについては、職務権限で決めることができるんだと、そういう内容です。

決めた中身については、議員たちが反対するのであれば、予算を審議する過程で否決しろと、こういうやり方なんです。ですから、こういうやり方ですと、道の駅等もそうなんですけれども、議会と執行部の関係がうまくいかなくなるんじゃないかと。東総広域でもめているのは、実は東総広域議会と管理者との間で相当の意見の開きがあったんですけども、それをこういう形で、職務権限で決めてしまったということになりますと、東総広域の議員たちにけんかを吹っかけているようなものなんですね。文句あるんなら予算を否決しろと、こういう態度なんです、この文書は。ですから、こういう形での行政執行が果たしていいのかどうか。

やはり議会もきちっとした議論をするためには話し合いの中身も出してもらって、それで

シャフト方式と最終処分場がいいのかどうか、合理的なのかどうか、そういったことについて議論をしなきゃいけないんですけれども、この文書の申し込みではそれは一切回答なしという形になっております。ですから、こうした職務執行の仕方というのはそろそろやめてもらいたいなというふうに私は考えているんですが、議会と執行部とのきちっとしたすり合わせというのが、こういったやり方ではできないというふうに思います。その点、市長はいかがお考えになっているのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 議会と執行部がぎくしゃくするというような部分でこの問題に対応してきたつもりは毛頭ありません。一番最初に言いましたとおり、やはり政治家といいましょうか、議会が細かい処理方式や具体的な内容についていろいろ議論をするということであれば、いつまでたっても方式は決まらないということもあります。そもそも検討委員会を設置して、民間の検討委員会で結論を出したことが、なぜ議会が、それが駄目なのかという部分を1年間かけて十分議論していただきました。

その結果、3市の首長の中でその検討結果を尊重してやっていこうと、この方式でやっていこうという結論になったわけでありますので、それが職務権限ということであれば職務権限でありますけれども、そしてまた議会と執行部の問題でありますけれども、東総広域市町村圏事務組合というのは、やはり広域で物事をやるというときには各議会の団体の議会70人集まっていろいろ議論をするということではなかなか結論が出ないということで代表3人、議長を含めて3人を東総広域市町村圏事務組合に選出しているわけであります。この議会からも3人出ているわけであります。そういった部分の中で十分議論は積んできたと、そのように私どもは、首長は考えまして結論をしたわけであります。1年遅れますと約6億円、焼却場にかかる経費が余計にかかっていくわけでありますので、早々に決定をしたということが実情であります。

○副議長（平野忠作） この項は終わりです。次の。

太田将範議員。

○9番（太田将範） そういふことだと、ちょっと確認だけ、1点だけさせていただきたいんですが、東総広域議会では、この炉の問題と最終処分場を議決はされなかったということによろしいんですね。その1点だけ確認させて質問とさせていただきます。

○副議長（平野忠作） じゃ、特別ということで。

答弁。明智市長お願いします。

○市長（明智忠直） 4月3日の首長会の結果を、4月30日東総広域市町村圏事務組合の臨時議会を開きまして、きちっと報告をしまして同意を、同意といいたいでしょうか、同意は本来必要ではありませんけれども、承諾を得たところでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 議決をしたわけではないということによろしいですね。

○副議長（平野忠作） それについては、次の最終処分場についてでしたらオーケーなんだけれども。

○9番（太田将範） 最終処分場についてのほうは、両方二つで一緒にやっけてしまいましたので、結構です。

○副議長（平野忠作） 太田将範議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 保

○副議長（平野忠作） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願ひます。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

一般質問も5番目となり、大変お疲れと思いますが、よろしくお願ひをいたします。

早速、通告に従って質問をいたします。

今回、4項目、8点の質問をいたします。

1番目、市道について2点伺ひます。

市内を見ると、市道の傷みが激しいように見受けられ、アスファルト舗装が寿命を迎える時期になってきたように思ひます。市民から雨水の排水処理や舗装改修がいつになったらできるのかとよく聞かれます。地方交付税算定に道路橋梁費として市道の面積と延長分が含まれていますが、1点目に、地方交付税の算定に係る道路橋梁費と市道の面積延長を伺ひます。

2点目に、これからの整備計画はどのようなになるのか、計画について伺ひます。

2番目に、ワクチン接種について3点ほど伺ひます。

この10月に水痘ワクチンと成人用肺炎球菌ワクチン接種の定期化が予定されています。旭市の成人用肺炎球菌のワクチン接種率はどのくらいなのか、伺ひます。

2点目に、5歳ごろまでにほぼ1回はかかるウイルス性胃腸炎、ロタウイルス感染症を予防するワクチンの接種について説明をお願いいたします。

この質問は、平成24年第2回定例会で質問をいたしました但、乳幼児を育てる市民に広く知っていただくために再度質問をいたします。

B型肝炎ワクチンについて、どのようなものか伺います。

3番目に、小型家電リサイクルについて伺います。

これも平成25年第1回定例会でこの質問をしましたが、昨年4月に施行されました小型家電リサイクル法が1年を経過しました。香取市では昨年10月に、また匝瑳市では1年遅れで、この4月から取り組みが開始されましたが、旭市ではその後どうなっているのか、伺います。

2点目に、今後の計画はどのようにするのか、伺います。

4番目、特定外来生物のオオキンケイギク駆除について伺います。

昨年、第3回定例会で質問をしましたが、今年は昨年より市内に分布域が広がっているように見受けられます。今後、市としてはどのような対策をとっていくのか、伺います。

以上、4項目、8点を質問いたします。

なお、再質問は自席で行います。簡潔明瞭な答えをお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（林 清明） 一つ目の、交付税の中で道路橋梁費分が幾ら交付されているかというところにお答えいたします。

交付税算定の中で、道路橋梁費分としてどれだけ交付税が交付されているかというのは示せないところでありますが、基準財政需要額の中で道路橋梁費としてどれだけ見込んでいるかということについてお答えいたします。

基準財政需要額の中で橋梁費として見込んでいるのは7億2,000万円ということであります。そのうち道路維持補修費として見込んでいるのが3億8,000万円という数字が示されております。25年度予算額ベースの土木費の中で、道路橋梁費に相当する予算額は7億6,000万円を見込んでいるところであります。

以上です。

○副議長（平野忠作） 建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、1番目、市道についてのうち（2）今後の整備計画ということでございます。

今後の整備計画につきましては、旭中央病院アクセス道整備事業等、主要事業路線につきましては、事業期間が長いことから年次計画を立案して実施しているところでございます。

主要事業以外の路線につきましては、各地区の要望箇所のうちから交通量や周辺の土地利用状況等を考慮しながら、順次修繕工事を実施しております。

なお、各地区からは傷んだ舗装道路の打ち替えや現道を拡幅しての道路改良、道路側溝の新設、改修等、大変多くの要望をいただいております。大型車両の交通量の増加や経過年数等により、舗装の老朽化の進捗の度合いも異なりますが、各地区のバランス等を考慮しつつ、要望に沿って事業化できるよう計画的な整備を努めてまいります。

○副議長（平野忠作） 健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 私のほうからは、ワクチン接種につきまして3点ございました。ご回答申し上げます。

まず、成人用肺炎球菌ワクチンの接種率についてお答えをいたします。

平成24年度より、市におきまして高齢者の肺炎予防のために導入いたしました高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業の実施状況ですが、平成24年度の対象者は1万3,479人に対しまして、実施者は2,671人、実施率19.9%であります。

平成25年度の対象者数は1万995人、これは前年度の未接種者を含みます、に対しまして実施者は570人、実施率は5.18%であります。

次に、ロタウイルスワクチンについてお答えをいたします。ロタウイルスワクチンにつきましては、ロタウイルスによる胃腸炎を予防するものであります。ロタウイルスは、乳幼児がかかりやすく、感染力が強く、5歳までにほとんどのお子さんが一度は経験すると言われております。症状は、突然の嘔吐、発熱、水溶性下痢を起こします。初めて感染したときに重症化しやすく、生後3カ月から6カ月ごろで特に注意が必要となるものであります。

現在は、予防接種法に基づかない任意の予防接種でありまして、接種費用は個人の負担となります。1人当たり接種費用ですが、2回接種しますロタリックスワクチンが、1回当たり1万5,000円程度です。それと、3回接種するロタテックワクチンがございます。これは1回当たり1万円程度となっております。

次に、B型肝炎ウイルスワクチンについてであります。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスが血液や体液を介して感染して起きる肝臓の病気です。B型肝炎ウイルスは、感染した時期、感染したときの健康状態によりまして、一過性の感染に終わるものと、ほぼ生涯にわたり感染が持続するものに大別されます。また、感染し

た後に、ウイルスが排除されずに肝臓に住みつくとキャリアとなります。一部の人は慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんへと進行する可能性がある疾病であります。

B型肝炎ワクチンですが、B型肝炎ウイルスが引き起こしますさまざまな病気を予防いたしますが、特にお子さんは母子感染等により、知らない間にかかってしまうことがありますので、今後、定期接種への導入が検討されているワクチンであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○副議長（平野忠作） 環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、3の小型家電リサイクルについてのご質問にお答えをいたします。

（1）の進捗状況について、それから（2）の今後の計画について、併せての回答とさせていただきます。

小型家電のリサイクルにつきましては、平成26年10月の実施に向けて現在準備を進めております。回収の方法につきましては、ボックス回収とピックアップ回収の2通りを予定しております。ボックス回収は、市役所本庁及び各支所の4か所に回収ボックスを設置し、小型家電を回収するものでございます。ボックス回収以外の小型家電につきましては、従来どおり不燃ごみとして回収をいたしまして、クリーンセンターにおいてピックアップ回収によりまして小型家電を分別して再資源化業者へ搬出する予定でございます。

ボックス回収の対象となる小型家電の主なものでございますが、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯音楽プレーヤー、ゲーム機器、電子手帳、携帯電話などで、おおむね10種類程度を予定しております。これらは他製品と比べまして、金、銀、銅やアルミ、ステンレスなど、希少金属が多く含まれているものでございます。

また、市民への周知につきましては、広報紙、ホームページ等への掲載のほか、小型家電リサイクル用のチラシを作成しまして周知を図ってまいりたいと、そんなふうに考えております。

それから次に、4番の特定外来生物オオキンケイギクの駆除についてでございますが、オオキンケイギクは荒地でも生育できるため、また一時、緑化植物として利用されて、河川敷や道端などで多く見受けられております。

現在、公的なところでは緑化目的で植えられることはなくなりましたが、観賞植物としても好まれまして、私有地でも多く見受けられるようになっております。自分の土地にあるオオキンケイギクなどの特定外来生物は、ご自分で直接駆除していただくということが必要で

ございますので、市といたしましては、市民の皆様にご理解いただけるよう周知していくことが重要であると考えております。

なお、5月15日号の広報紙でオオキンケイギクの周知をいたしたところでございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、順次再質問をさせていただきます。

この旭市総合計画の後期基本計画の中に市道の種類があります。1級、2級、その他とありますけれども、区分の要件等はどういった要件なのでしょう、お願いをいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） それでは、お答えを申し上げます。

まず市道認定について、これは幾つかの要素で定義を定めてございます。

1級市道とは、道路網を形成する上で必要な幹線道路で、主要な集落とこれに密接な関係にある国道、県道、主要な公益的施設とを連絡する道路等と定義をしております。

また、2級市道でございますが、1級市道を補充して道路網を形成するために必要な幹線道路で、集落を相互に連絡する道路等と定義し、1級幹線、2級幹線以外の道路をその他市道と定義してございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、国道、県道が100%舗装になっております。市道は60.7%とありますけれども、現段階での舗装してある市道というのは何キロぐらいあるものなのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これは本年の4月1日現在、25年度末ですが、現在までの舗装は77万5,650メートル、舗装率にしますと70.83%という数字になってございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 平成28年度までが基本計画になっておりますけれども、これ何キロまたは何%を目標にしているのか、およそでいいですので、お願いをいたします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） メーターといいますか延長の目標ですが、これにつきましては、はっきりとした数字は今ちょっと難しいと思います。といいますのは、最初にお答えしたとおり、各地区からの要望がございます。この辺の優先順位によりまして延長もだいぶ動きがございますので、ちょっとこの辺はご回答、いかがなものかと思っておりますので、ご容赦いただきたいと思っております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、2項目めの質問ですけれども、年間計画を立てているというお話でございました。各地域、バランスをとってやっておられるということでありませけれども、今ざっと旭市内を見渡すと、主に干潟地域のほうが、かなり側溝等々遅れているような気もするわけですが、山の上、特に海上も含めて山の上のほうがかなり遅れている部分もあります。そうした中で、こういった側溝の工事に関して9,600万円ほど、今年も予算を立ててありますけれども、こういった3億2,000万円の算定の中で、もう少し多く予算を取って実行できないのかどうか、それを伺いたいと思っております。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（大久保孝治） これは内部でのしのぎ合いといいますか、財政課に対しては毎年それなりの要求をしております。ただ、やはり現状としての財政事情もでございます。それと優先順位と先ほど申し上げました。どうしても山間部という部分ですが、生活圏がいかに影響するか、その辺を優先させていただいておりますので、その辺をご理解いただければと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ雨水対策、それから舗装の傷みも非常に多いので、ぜひ市民の声も含めて何とか改修をしていただきたいと、このように思います。

次に、2番目に移りたいと思っております。

この肺炎球菌のワクチン、先ほどもお話ししましたけれども、10月に定期化が始まります。ところが、厚生労働省の出した計画では5年刻みになっているんですね。というのは、ワクチンを1回打つと5年間有効ということで、65歳からというふうになっております。65歳、70歳という、その部分がありますけれども、この5歳の間、66歳から69歳までの間の方々が

漏れる可能性もあります。

また、市の補助で受けている、途中で受けている方がいると思いますね。その方々が途中でまた効力が切れるということもあります。どのようにしたらいいのか、その辺のところは計画を立てているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、肺炎球菌につきまして、定期接種化が予定されております。その計画ということでございます。

国ですけれども、予防接種制度の見直しを実施いたしまして、成人用の肺炎球菌ワクチンを定期の予防接種といたしまして、平成26年10月から導入すべく準備を進めているところであります。

現在の情報でありますけれども、対象者は議員のご質問のとおり、65歳以上の者がまず第1点であります。それと、60歳以上の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、いわゆるハイリスク者の2通りがあります。さらにまた経過措置ということで、平成26年度から30年度までの間、ハイリスク者を除きますけれども、65歳以上5歳刻みのものを定期接種の対象とするということにしております。この定期接種化に当たりましては、早速今月末に担当者会議も予定されておりますし、厚労省並びに県の状況を十分把握した中で計画してまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 市の実施しておりますワクチン接種の助成というと70歳以上ということになっております。これが当然65歳からになると、助成が受けられない方も出てくると思うんですね。間の中で、65歳だから、自分は67歳だから、じゃやっておこうかなという形になると、助成が受けられない部分がある。そういった人たちも含めて、この任意接種の補助対象、これを旭市で今実行しているものも残していかなければならないのかなというふうに思っているわけですが、その辺のところはどのように考えているのか、伺います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 今議員からご質問がありましたように、肺炎球菌の接種については、市

独自で70歳以上補助しようということで昨年度から始めたわけでありまして。そんな中で、65歳が定期化ということで、接種をせよということでありますけれども、その間66歳から69歳までの間が漏れる、それから71歳でやらなかった人もいるわけだということで、それらについての今後の対応はどうしようかということは、今庁内でも行政の中でも考えているところでありまして、高齢化社会の中で、当然人口減少に歯どめをかけるという大きな目標を掲げているわけありますので、方向性としては補助していきたいというような考えでいるところでありまして、よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ残していただきたいなと、このように思います。

では、次の2番目の質問ですけれども、このロタウイルスのワクチンの助成を行っている全国の自治体の数と、それから県内の数は幾つあるか、あれから増えていると思うんですけれども、その辺のところをお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、ロタウイルスワクチンの自治体の助成状況ということでお答えをさせていただきます。これは議員、あくまでも私のほうで把握している範囲ということでご承知おきをいただきたいなと思います。

全国でロタウイルスへの費用の助成を現在実施している自治体は、5月1日現在96市町村ということで聞いております。千葉県内ではいすみ市、長南町、東庄町の3市が実施していると聞いております。助成内容につきましても、それぞれワクチンによって異なりますけれども、全額助成というふうに聞いております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 次に、実施している自治体の補助額というのは一体どのぐらいなのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） 助成額ということであります。

まず、ワクチンは任意接種ですので、どのくらい費用がかかるか、先ほどご説明いたしましたけれども、それぞれロタリックスについては2回、ロタテックについては3回打ちます

けれども、それぞれ3万円程度かかるということで承知しております。その中で、いすみ市のほうですけれども、まずロタリックスについては1回1万3,400円、これは1回接種して2回補助があります。ロタテックについては3回接種しますけれども、1回当たり9,000円の助成となっています。長南町については、ロタリックスが1万6,502円という1回当たりの助成額であります。ロタテックにつきましては1万1,858円であります。東庄町につきましてはロタリックスが1回当たり1万円、ロタテックが1回当たり9,600円というふうに聞いております。

以上です。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今、ちょっと予想していたよりも非常に高額な補助率なんですけれども、実は、実施した場合の自治体のメリット、デメリットあると思うんですよ。メリット、デメリットについて、デメリットといったら当然予算が、お金がかかってしまうということでしょうけれども、メリットのほうをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、現在任意接種でありますロタウイルスワクチンの公費助成によりまして、自治体がどのようなメリットがあるかということでお答えをさせていただきます。

ロタウイルスワクチンの接種の目的ですけれども、ご承知のとおり乳幼児の死亡、そして特に重症化しやすいお子さんを予防するという目的がございます。全国的には15人に1人ぐらい入院しているのではないかなという統計もございます。このことから、医療費の抑制にもつながっていくのではないかなというふうに一つ考えられます。

また、病気ですので、家族の介護負担、これが増えてしまうということが考えられますので、予防することによって子育て支援等にもつながると考えられます。

そして、このワクチンですけれども、現在、厚生労働省におきまして定期の接種化に向けまして、その技術的な課題等の整理、検討をすることということで通達が来ておりますので、将来的には定期接種化に向かうのではないかなというふうに考えられます。したがって、この動向を注視しながら旭市におきましても予防接種体制の整備をしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） このワクチンも、次のB型肝炎もそうですけれども、WHOでこれは、全ての子どもがこのウイルスにかかってしまうという、ほぼ100%かかるわけですね。そうになると、やはり医療費またはそういったお母さんたちの不安というものも非常にありますので、今後定期化になっていくということでございますので、できれば早目にやっていただきたいと、補助をつけて早目にやっていただきたいなというふうに思います。

次の2番目ですけれども、B型肝炎ウイルスについて助成を行っている全国の自治体の数、同じく県内の数というのでお聞きします。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、B型肝炎ウイルスにつきまして助成状況ということで、私のほうで把握している範囲でお答えをさせていただきます。

全国で費用助成をしている自治体、現在9市町村というふうにお伺いしております。千葉県内では、いすみ市、柏市、長南町の3市が実施していると聞いております。

以上であります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 2番目と同じ質問なんですけれども、自治体の補助額というのはどのぐらいかかるものなのでしょうか。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（野口國男） それでは、助成額ということであります。

通常これは任意接種ですので、B型肝炎ウイルスのワクチン接種につきましては、大人が約8,000円、お子さんが6,000円かかるというふうに言われております。その中でいすみ市ですけれども、1回当たり、3回打ちますので、5,700円というふうに聞いております。これは医師会等との契約でほぼ全額ではないかなというふうに考えられます。柏市につきましては1回当たり3,000円ですので、これは半額助成かなというふうに考えられます。そして、長南町につきましては8,303円ですので、これも全額助成ではないかなというふうに考えられます。

以上であります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これは非常に低額なんですけど、実はこのB型肝炎ウイルスなんですけ

れども、これは女性の子宮頸がんワクチンで、子宮がんになるよりも非常に多い病気なんです。これは、子どものころにワクチンを打てば感染、またキャリアになる可能性は少なくなってくるということなので、これもぜひ検討をお願いしたいなと、このように思います。ぜひそのところ、まだ定期化にはなっておりませんが、定期化になれば全国どこでもやり始めると思います。しかしながら、この旭市が子どもの未来のために、命をつなぐためにしっかりとやっていていただきたいなというふうに思います。これは要望ですので、次の質問に移らせていただきます。

小型家電リサイクルについてですけれども、これは香取市が平成25年10月から、それから匝瑳市が今年4月1日から始まっております。銚子市では、まだ始まっていないようでございますけれども、当時の担当課長の答弁として、この問題について、この管内の香取地域、それと海匝地域の市町村で集まって協議をすると、このように言われました。ところが、旭市がこの10月ということになっておりますけれども、開始時期がばらばらというのは、そういった協議の中でそのようにしたのかどうか、ちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） それでは、近隣との協議はどうなっているかということでございますが、議員おっしゃいましたように、もう始まっているところと旭市のほうは10月からと、銚子市のほうはまだちょっと分からないという状況でございますが、昨年、近隣の市町等で構成しております千葉県環境衛生促進協議会の第5支部という組織がございます。その中で、取り組み時期や取り扱いの品目ですね、その後意見交換を行ったんですが、その結果については、私のほうでもちょっと承知しておりませんが、ばらばらになってしまったというのが現実といいますか、そのような形でございます。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この小型家電ですけれども、先ほど課長が言われましたように宝の山なんですね。小型家電ですから、回収ボックスを置いてもそんなには集まらないと思うんですよ。ですので、何カ月に1遍ぐらいの回収になると思うんですけれども、そういった中でやはり貴重な資源を再利用するわけですから、なるべく早くお願いしたいなということを要望として上げます。

最後に、今どの辺まで進んでいるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川 昭） 今どのくらいまで進んでいるかというご質問でございますが、先ほどの最初の答弁でもお答えさせていただきましたように10月の実施ということでございまして、まだ実際のところ、具体的なところまで行っていませんけれども、今後ボックスの注文であるとかチラシであるとか、市民の皆様への周知であるとか、その辺を順次詰めていって遅れないように取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 匝瑳市のホームページから、これ拾ってきました。かなりよくできているんですけれども、このようなものを先ほど作るという話でした。ですので、ぜひそのところは早目にできるような、一日でできるような形でお願いしたいなと、このように思います。

次に、オオキンケイギクについて質問したいと思います。先ほど広報の15日号に載せていただいたということですが、白黒で何が何だかさっぱり分からないんですね。ホームページにはきちっと出ていましたものですから、銚子市のオオキンケイギクの駆除ということで、NPOでボランティアでやっていたというものを見ましたけれども、非常によくできているんですね。ですので、これ周知徹底をしていただいて、また去年と今年では分布がかなり広がっているんです、道路沿いにかなり広がっています。ですので、分布も含めたデータをきちっと作っておいて、来年どのようになっているのか、これも比べる必要があるのではないかなと、こういうふうに思います。でないと貴重な、旭市で生育している植物に対して大きな影響が今後出るとしますので、早目に摘んでいただきたいと、このように思いますので、ぜひそのところはよろしくお願いいたします。

以上で一般質問は終わります。

○副議長（平野忠作） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（平野忠作） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時30分